

令和7年度版 呉市環境白書

【呉市環境基本計画年次報告書】



令和6年度にLED化した呉中央棧橋ターミナル

呉市

目 次

第1章	環境政策の沿革	1
	令和6年度トピックス	2
第2章	第3次呉市環境基本計画における施策の実施状況	4
1	気候変動への対応（呉市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）	4
2	生物多様性の保全	17
3	地域環境の保全	23
4	循環型社会の構築	37
5	持続可能な社会の基盤づくり	48
第3章	呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】 （第5期くれエコアクションプラン）実施結果	58
資 料		70
	呉市環境基本条例	70
	呉市環境審議会規則	75
	呉市エコポリス推進会議設置要綱	77
	用語の説明	80

文中の*印のついた用語については、80ページからの「用語の説明」の覧に説明が記載されております。

第1章 環境政策の沿革

本地域の先人たちは、灰ヶ峰や野呂山の山々、倉橋島や安芸灘の島々に囲まれ、四季折々の自然環境とともに、川や海に生息する動植物からの恵みを楽しみながら生活してきた一方、近代以降、とりわけ高度経済成長時代には、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動によって、本地域の豊かな自然環境に対して多大な負荷を掛けてきました。

本市では平成11年3月に環境保全について基本理念を定め、市民・事業者・市役所の責務を明らかにするとともに、環境保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進し、将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に呉市環境基本条例（平成11年呉市条例第18号）を制定し、翌年には条例の理念に基づき呉市環境基本計画を策定しました。

この計画の策定後、平成15年3月には、市民・事業者・市役所とともに取り組むため、くれ環境市民の会を設立し、平成16年10月にはごみ減量化を目的に呉市有料指定袋制度の導入など様々な環境政策を実施してきました。

平成25年3月には、この計画の目標達成状況などの評価を行い、課題を整理した上で、新たな指針として、地球温暖化対策や生物多様性の保全を重視した第2次呉市環境基本計画を策定し、平成30年3月には、中間見直しとして、第2次呉市環境基本計画改定版を策定しました。

その後も世界中で地球温暖化が原因と考えられる異常気象の多発、生物多様性の危機、更にはプラスチックごみによる海洋汚染問題など、新たな課題が生じており、こうした環境を取り巻く様々な事象の変化に的確に対応していく必要性から、令和5年3月に第3次呉市環境基本計画を策定し、計画の中で、2050年には温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。



COP29がアゼルバイジャン共和国のバクーで開催（2024年11月）

アゼルバイジャン・バクーにおいて、国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）、京都議定書第19回締約国会合（CMP19）、パリ協定第6回締約国会合（CMA6）、科学上及び技術上の助言に関する補助機関第61回会合（SBSTA61）及び実施に関する補助機関第61回会合（SBI61）が行われ、日本からは、浅尾慶一郎環境大臣を筆頭に、外務省、環境省、経済産業省、財務省、金融庁、総務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁及び関係機関が参加しました。

世界で気候変動緩和に向けた取組推進が求められる中、日本政府は、「NDCと透明性向上に向けた共同行動」を発表しました。これは、各国がNDC（国の決定に基づく貢献）に基づき緩和の取組を着実に実施し、透明性を確保してその実施状況を世界と共有できるよう、国際的な協力の下での共同行動を促進するものです。

また、環境省は「ジャパン・パビリオン」を会場内に設置し、再エネ・省エネ・適応・炭素利用・資源循環・生物多様性の保全・汚染の防止、福島の状態といった、幅広い技術・取組を発信しました。



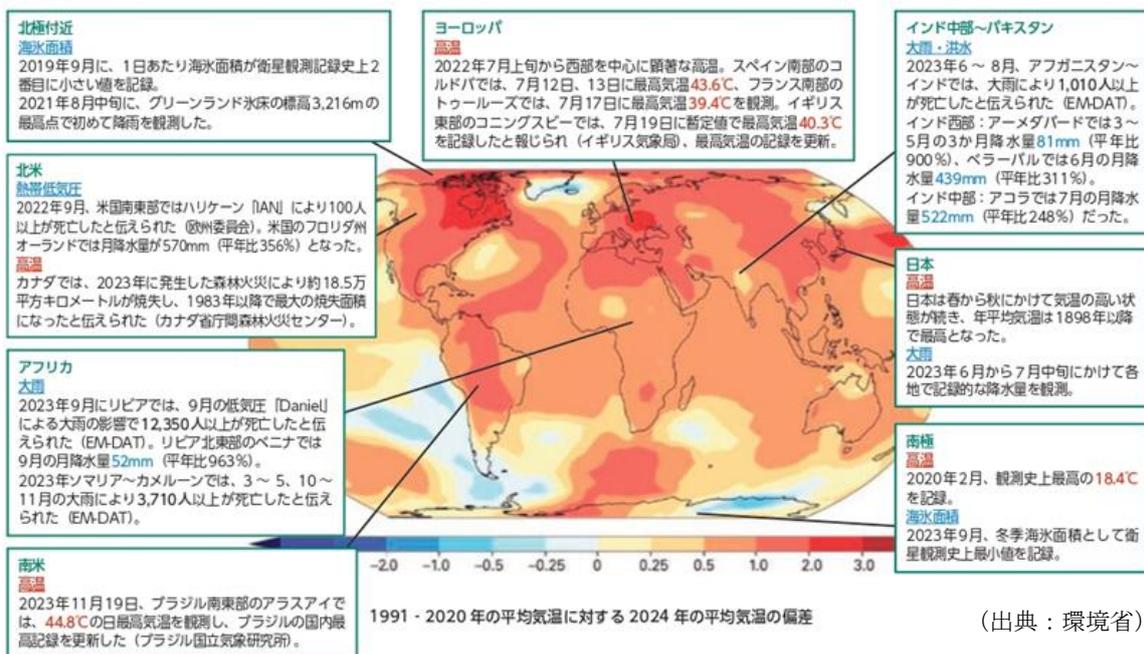
（出典：環境省）

2023年に続き、2024年も観測史上最も暑かった年に

気象庁の報告によれば、2024年も世界各地で様々な気象災害が見られました。

また、世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことを発表しました。

国内においても、2024年の日本の平均気温が、平年値（2020年までの30年間平均）を1.48度上回り、1898年の統計開始以降で最も高くなり、2023年の平年プラス1.29度を越え、2年連続で記録を更新しました。



（出典：環境省）

地球温暖化対策計画が改定されました（2025年2月）

2025（令和7）年2月18日、地球温暖化対策計画の改定が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、2021年10月22日に初めて閣議決定されました。

日本は、同日（2025年2月18日）、に世界全体での1.5℃目標と統合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。

改定された地球温暖化対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していきます。

次期NDC達成に向け地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

- 次期NDC 達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- 再エネ、原子力などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・くらし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型のくらしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やヘロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→再資源化事業等高度化法に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

（出典：環境省）

第2章 第3次呉市環境基本計画における施策の実施状況



1 気候変動への対応（呉市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

本市では、呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に継続して取り組みました。

【実行計画の概要】

- (1) 計画期間 2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間
- (2) 基準年度 2013（平成25）年度
- (3) 温室効果ガスの排出削減目標
 - ・2030（令和12）年度における排出量を基準年度比46%削減（5,102千t-CO₂→2,755千t-CO₂）
 - ・2050（令和32）年度における排出量を実質ゼロ（5,102千t-CO₂→実質ゼロ）
- (4) 主な取組分野
 - ①省エネルギー対策の推進（緩和策）
 - ②再生可能エネルギー^{※11}の導入促進（緩和策）
 - ③多様な手法による地球温暖化対策の推進（緩和策）
 - ④気候変動影響への適応（適応策）

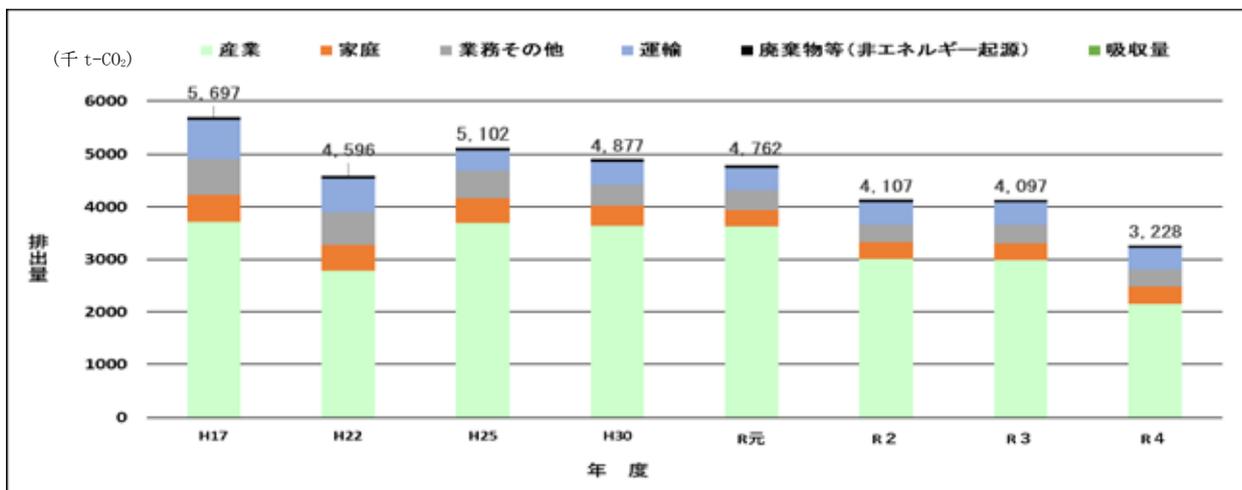
【温室効果ガスの排出量】

2022（令和4）年度における本市域からの温室効果ガス排出量は、3,228千t-CO₂、基準（2013・平成25）年度比で、36.7%減となりました。

<本市の温室効果ガス排出量>

（単位：千t-CO₂）

部 門 ^{※20}	H17 (2005)	H22 (2010)	H25 (2013) 基準年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R4年度時点 基準年度比 削減割合
産 業	3,714	2,781	3,689	3,001	2,989	2,154	▲41.0%
家 庭	515	487	470	326	313	326	▲30.6%
業務その他	680	630	523	336	353	321	▲38.6%
運 輸	732	643	389	425	431	420	8.0%
廃棄物等	56	55	51	51	45	38	▲25.5%
吸収量			-20	-32	-34	-31	55.0%
合 計	5,697	4,596	5,102	4,107	4,097	3,228	▲36.7%



1-1 省エネルギー対策の推進（緩和策）

① 省エネルギー行動の実践

○ 省エネの取組促進

◇ ライトダウンキャンペーン

広島県は、「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」として、県内の関係施設のライトアップ施設の一斉消灯を呼び掛けました。

本市でも、次の夜間、照明を消して節電に努めるよう市内の事業所に呼び掛けました。

実施日：令和6年6月21日（金）（夏至の日）、7月7日（日）（クールアース・デー）

◇ クールシェアキャンペーン

広島県は、令和6年度「ひろしまクールシェア」事業として、家庭から県・市町の公共施設や商業施設等に出かけて、涼しさを分け合う、ひろしまクールシェアの取組を実施しました。

本市もこの取組に賛同し、公共施設35施設が参加しました。

② 省エネルギー機器の導入

○ 省エネ家電買換促進

家庭における省エネルギーを推進するため、エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品（省エネエアコン及び省エネ冷蔵庫）を買換えにより設置した個人に対して、補助金を交付しました。

補助率：本体価格の1/5（上限3万円）

年度	件数（件）	事業費（千円）	CO ₂ 削減推計量（t-CO ₂ ）（注）
R5	エアコン 807	50,007	152.5
	冷蔵庫 1,005		
R6	エアコン 917	50,008	148.7
	冷蔵庫 910		

（注）冷蔵庫は0.107 t-CO₂/台、400リットル程度（環境省「しんきゅうさん」数値参照）、

エアコンは0.057 t-CO₂/台、8畳用（環境省「しんきゅうさん」数値参照）とする。

○ 宅配ボックス設置促進

宅配ボックスの普及を促進することにより、宅配荷物等の再配達に係る配達車両からの二酸化炭素排出量を抑制するため、宅配ボックスを購入・設置した個人に対して、補助金を交付しました。

補助率：本体価格の1/2（上限2万円）

年度	件数（件）	事業費（千円）	CO ₂ 削減推計量（kg-CO ₂ ）（注）
R5	17	277	68.0
R6	38	553	152.0

（注）国土交通省（宅配数、再配達）調査、福井県あらかわ市宅配ボックス実証実験参照

（配達総数×再配達率÷全国世帯数×実証実験改善率×再配達1回あたりの排出係数）

○ 家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進

家庭における省エネルギーを促進するため、住宅に家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する個人に対して、補助金を交付しました。

年度	補助額	件数 (件)	事業費 (千円)	CO ₂ 削減推計量 (t-CO ₂) (注)
R 4	定額 3 万円	2 9	8 7 0	4 3. 5
R 5	定額 9 万円	0	0	—
R 6	定額 2 1 万円	1	2 1 0	1. 5

(注) 補助件数×1.5t-CO₂

○呉市脱炭素化設備等導入補助金

市内の中小企業・小規模企業の脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営に向けた設備導入実施計画の策定や、その計画に基づく設備を導入する市内の中小企業・小規模企業に対して、補助金を交付しました。

◇実施計画策定補助金

補助率：補助対象経費の2/3 (上限200万円)

年度	件数 (件)	事業費 (千円)
R 5	1 8	2 9, 5 9 9
R 6	1 3	2 5, 4 0 0

◇設備導入補助金

補助率：補助対象経費の2/3 (上限500万円)

年度	件数 (件)	事業費 (千円)	CO ₂ 削減推計量(t-CO ₂) (注)
R 5	2	1 0, 0 0 0	2 8. 5
R 6	1 5	6 8, 5 9 7	3 9 5. 4

(注) 計画策定に当たり、各事業者が業務委託している専門家の算定方法による。

○脱炭素化ガイドブック「呉氏と学ぶ脱炭素経営」による普及啓発

市内企業の脱炭素経営に向けた気運を醸成するため、市内企業の取組などを紹介する脱炭素化ガイドブックを作成し、市内企業へ配布しました。

③建物の省エネルギー化

○低炭素建築物の認定

低炭素建築物について、国税の優遇措置等を受けるために必要な認定を行いました。

年度	認定 (件)	変更認定 (件)
R 4	4 1	6
R 5	2	—
R 6	5	2

○長期優良住宅や省エネルギー改修を行った住宅に対する固定資産税の特例措置

長期優良住宅や省エネルギー改修を行った住宅に対し、固定資産税の特例措置を行いました。

年度 (注)	認定長期優良住宅 (法附則第 15 条の 7)		省エネ改修 (法附則第 15 条の 9)	
	戸数 (戸)	軽減税額 (千円)	戸数 (戸)	軽減税額 (千円)
R 4	7 4	4, 7 3 3	2	1 2
R 5	7 8	4, 6 4 6	1	7
R 6	7 9	5, 2 6 5	3	8 6

(注) 各年度で新たに軽減対象となったもの

○木造住宅耐震改修等助成事業（Z E H基準適合への加算）

木造住宅の耐震改修等と併せて、省エネ化（Z E H）工事に要する費用について助成を行いました。
補助率：補助対象工事費の23%（1住戸当たり上限1,025.4千円。現地建替え工事及び非
現地建替え工事に加算）

年度	件数（件）	Z E Hによる補助加算額（千円）
R 5	1	303
R 6	0	0

○呉市新婚・子育て世帯まちなか定住促進事業（高い省エネ性能を有する新築住宅への補助）

高い省エネ性能を有する新築住宅を取得する新婚世帯または子育て世帯に対して、補助金を交付しました。

年度	補助額	件数（件）	事業費（千円）
R 5	移住希望者：定額50万円	1	500
	市内在住者：定額30万円	5	1,500
R 6	移住希望者：定額50万円	2	1,000
	市内在住者：定額30万円	17	5,100

④電動車の普及促進

○環境負荷が少ない車（エコカー）の導入・活用

本市は、公用車として電気自動車や圧縮天然ガス（CNG）自動車等を導入し、引き続き活用しました。

なお、実績については、63ページに掲載しています。

また、市内に、電気自動車の充電スタンドが20か所あります（令和7年9月末現在）。

参照：G o G o E V

充電スタンド (https://ev.gogo.gs/)



電気自動車充電スタンド

⑤スマートムーブの推進

○徒歩や自転車で移動しやすいまちづくり（歩行者空間整備状況）

視覚障害者誘導ブロックの設置、歩道改良等の道路のバリアフリー化事業や駅周辺の放置自転車の撤去等を実施し、安全で円滑な歩行者空間の確保に努めました。

道路のバリアフリー化

年度	場所	事業費（千円）
R 4	横路1丁目白石線ほか	420,275
R 5		493,399
R 6		340,387



視覚障害者誘導用ブロック設置

駅周辺の放置自転車の撤去台数

年度	場所	撤去台数（台）
R 4	呉駅周辺，広駅周辺，安浦駅周辺	2 8 6
R 5		4 2 2
R 6		3 1 3

○自転車等駐車場の設置

駅周辺等に自転車やバイクを収容する駐車場を市内に27か所設置しています。

○公共交通機関の利用促進

「呉市地域公共交通網形成計画」におけるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成等の基本方針に基づき，移動手段の維持・確保等に努めました。

J R 西日本市内駅乗車人数

年度	駅名	乗車人員（千人）
R 4	呉ポートピア駅～安浦駅	7, 7 0 5
R 5		7, 9 4 9
R 6		7, 7 9 1

◇のれバスて～き（環境定期券制度）

アストラムラインを除く全事業者のPASPY通勤定期券の利用者とその家族が，土曜日・日曜日・祝日に広島電鉄株式会社，広島バス株式会社，芸陽バス株式会社，備北交通株式会社，中国ジェイアールバス株式会社，エイチ・ディー西広島株式会社のバスを定期券の区間以外で利用した場合に1乗車につき，大人：100円，小児：50円で利用可能となる制度を実施しました。（令和7年1月26日のPASPY終了に伴い終了。）

◇バスロケーションシステムによるサービス提供

リアルタイムなバスの到着予測時刻などをバス停の表示器やスマートフォンで確認できるサービスを引き続き提供しました。

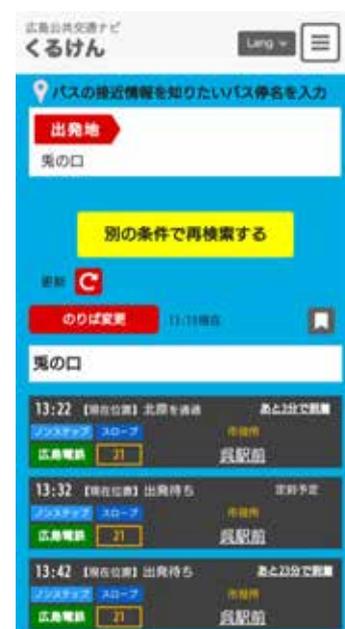
参照：広島公共交通ナビ「くるけん」

(<http://www.kuruken.jp/>)



番号	行先	発車時刻	遅れ
辰川ゆき			
31	先発 [31-1] 辰川	14:45	
	次発 [31-1] 辰川	15:15	
長の木・長迫方面			
32	先発 [32-2] 右まわり 長の木長迫線	14:35	
	次発 [32-1] 左まわり 長の木長迫線	14:50	
三条・二河・宝町方面			
33	先発 [33-2] 右まわり 三条二河宝町線	14:40	
	次発 [33-1] 左まわり 三条二河宝町線	14:55	
現在時刻		14:27	

バス停の表示器



スマホ画面

◇生活バスの運行

市内19路線において、地域の交通事業者が運行主体となる生活バスを引き続き運行しました。

参照：呉市ホームページ→交通政策課→生活バス

[呉市 交通政策課 生活バス](https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/28/) [検索](#) (https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/28/)



◇エアポートバス「呉広島空港線」の運行

呉市と広島空港を結ぶエアポートバスは、1日9往復運行しました。

(注) 広島空港発便のみ、新広駅での降車が可能

参照：広島電鉄HP→バス情報→空港連絡バス→呉～広島空港線

[広島電鉄 呉 空港連絡バス](https://www.hiroden.co.jp/bus/airport/kure.html) [検索](#) (https://www.hiroden.co.jp/bus/airport/kure.html)



次世代モビリティ導入に向けた交通社会実験

自動運転バスなどの次世代モビリティの導入に向けて、実証実験に継続して取り組んでいます。令和6年度も引き続き、歩車混在空間（れんがどおり）における自動走行の更なる検証を行いました。

また、実験期間中もシーウォーク乗車体験や、「マイクレ」を使ったデジタルスタンプラリー「カクレレシ」等のイベントを合わせて実施し、回遊性の向上を図りました。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ■実証期間：令和6年11月4日(月)～10日(日) | ■運行時間：11時～16時 |
| ■実験車両：NAVYA EVO（自動運転EVバス） | ■便数：7便/日 |

実証実験では、市民の方に協力いただき、7日間で未就学児から80代までの250名が乗車しました（土・日曜日は予約満席）。



ルート図



どんぐり公園前停留所

走行に関しては、路上駐車による手動介入が課題となっています（手動介入のうち約7割）。

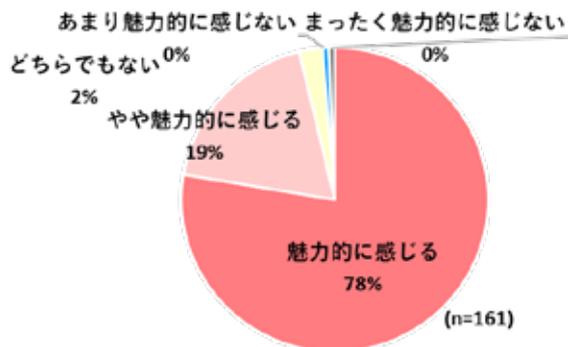


路上駐車が要因の手動介入箇所図



路上駐車の状態

問：自動運転車両が走るまちは魅力的か。



アンケートでは、約8割が自動運転車両の走るまちに魅力を感じており、市民の期待感が高まっていることがうかがえます。

1-2 再生可能エネルギー^{※11}の導入促進（緩和策）

①太陽光発電の普及促進及び啓発

○太陽光発電設備等の普及促進

住宅用太陽光発電設備及び家庭用蓄電池を設置する市民及び事業用太陽光発電設備を設置する事業者に対し、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、補助金を交付しました。

◇住宅用太陽光発電設備補助金（呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業）

補助率：7万円/kW + 2万円/kW(上限5万円)

年度	件数（件）	事業費（千円）	CO ₂ 削減推計量（t-CO ₂ ）（注）
R 5	68	24,520	193.0
R 6	73	25,900	209.8

（注）補助対象出力×電気事業者別排出係数（中国電力）

◇個人向け蓄電池補助金（呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業）

補助率：蓄電池の価格の1/3 + 定額5万円

年度	件数（件）	事業費（千円）
R 5	54	27,475
R 6	63	31,186

◇個人向け蓄電池補助金（呉市家庭用蓄電池設置費補助金）

補助率：定額5万円

年度	件数（件）	事業費（千円）
R 5	22	1,100
R 6	20	1,000

◇事業者向け企業太陽光発電設備導入補助金（呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業）

補助率：7万5千円/kW

年度	件数（件）	事業費（千円）	CO ₂ 削減推計量（t-CO ₂ ）（注）
R 5	10	83,850	644.94
R 6	17	137,700	2,139.39

（注）環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」の算定方法による。

②一般廃棄物焼却熱の有効利用

クリーンセンターくれでは、現在も一般廃棄物焼却熱を有効活用していますが、より効率的に一般廃棄物焼却熱を有効利用するとともに、将来にわたる安定的・効率的なごみ処理及び脱炭素社会推進のため、引き続き次期ごみ処理施設の計画を進めました。

③次世代エネルギー・炭素資源等の利活用

令和6年度から公益財団法人くれ産業振興センターの産学連携スタート補助金に脱炭素枠（脱炭素技術等事業化可能性調査補助金）を新設し、中小企業が実施する技術動向調査、市場調査及び調査研究に対して支援を行っています。

令和6年度は、(株)寺岡が広島大学と連携し、低価格グリーン水素の地産地消モデル構築に向けた調

査を行いました。また、令和6年度から令和7年度にかけて、久米産業(株)が呉工業高等専門学校と連携し、食品廃棄物処理時に発生する臭気の低減と廃棄物を利用する再生エネルギー発電の両立に向けた調査を行いました。

④環境に配慮した電力調達の推進

○再生可能エネルギー^{※11}の発電設備に係る固定資産税の特例措置

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)として、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス^{※18})発電設備の取得について、固定資産税の特例措置を継続(令和8年3月末まで)しました。なお、太陽光発電設備については、固定価格買取制度(FIT)^{※10}の対象外の発電設備を対象としています。

1-3 多様な手法による地球温暖化対策の推進(緩和策)

①脱炭素な都市・地域づくりの推進

○コンパクトなまちづくり

令和4年度に改定した呉市都市計画マスタープランでは、「つながり、にぎわい、誰もが住み続けたい都市「くれ」」を基本理念とし、持続可能でコンパクトな都市の形成に向けて取り組むことを基本としています。

令和5年度よりコンパクトシティの実現と活力あふれるまちづくりを行うための実施計画である呉市立地適正化計画(令和2年9月策定)の改定作業に着手し、令和7年3月に防災指針の追加や、呉市都市計画マスタープラン等の上位計画と整合を図った改定計画を公表しました。

②廃棄物の減量による対策

参照：P37(第3章 4 循環型社会の構築→4-1 ごみの減量)

③森林・藻場等による吸収源対策

参照：P18(第3章 2 生物多様性の保全→2-1 生物生息環境の保全)

④フロン類対策

○フロン類機器の適正管理

フロン排出抑制法の改正(令和4年4月1日施行)により、業務用の空調機器及び冷蔵冷凍機器の廃棄時におけるフロン排出抑制に係る規制が強化されました。市民・事業者に向けて、建物解体時の機器廃棄に伴うフロン類の引渡し等、適正な管理について、事務を所管する広島県と連携し、理解と協力を得るための啓発を行いました。

フロン排出抑制法の対象となる機器

業務用のエアコン・冷蔵冷凍機器のうち、フロン類が使われているもの



店舖用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷蔵冷凍庫



冷蔵冷蔵用ショーケース

など

1-4 気候変動影響への適応（適応策）

①農業・林業・水産業に対する適応策

耐暑性のある水稻品種への転換，地温上昇を抑制する農業資材（白色マルチ）の普及，温暖化により被害が拡大傾向にある病害虫等への適期防除の推進等を行いました。

②自然生態系に対する適応策

本市が事務局を担当している市民公益団体「くれ環境市民の会」が「レッドデータブックくれ」を発刊しています。そこでは市内の絶滅のおそれのある野生の動植物等を掲載しており，呉市ホームページで引き続き広報しました。

参照：呉市ホームページ→環境・ごみ→環境への取り組み

→レッドデータブックくれ

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/reddatebookkure.html>)



○特定外来生物^{※17}への対策

特定外来生物による生態系へのかく乱を防止するため，令和6年度は4件の特定外来生物を見分ける同定の補助等を行うなど，国や県と連携しました。

③自然災害・沿岸域に対する適応策

○防災情報の提供，防災対策の強化

市ホームページやメール配信サービス等を活用し，ハザードマップや防災情報を周知しました。

令和6年度は防災情報に係る防災情報メール（市民用）の配信を計123回実施しました。

単位（件）

年度	気象情報	交通情報	道路情報	避難関連（注）	断水情報	合計
R 6	110	0	0	13	0	123

（注）避難 …… 避難情報の発令・解除・予告

○改修整備

河川改修や雨水貯留施設，高潮堤防，急傾斜地崩壊対策施設の整備等を行いました。

◇河川改良事業（令和4～6年度）

- ・令和4年度 完成 芦冠川
- ・令和5年度 完成 泉谷川，石ヶ鼻川，山篠川
- ・令和6年度 完成 中ノ原川，蟬川，久保ヶ尻川，大井山川，原組川，三津口谷川



三津口谷川 河川改修工事

◇雨水貯留施設整備

- ・令和元年 6月完了 来庁者駐車場地下

◇高潮堤防（令和4～6年度）

- ・令和4年12月 「呉市高潮・津波対策整備計画」の作成
- ・令和4年度 宝町地区高潮対策検討業務の実施
- ・令和6年度 宝町地区高潮対策測量設計業務の発注

◇急傾斜地崩壊対策事業（令和4～6年度）

- ・令和4年 5月完了 北迫称名寺地区
- ・令和4年 6月完了 倉橋保育所地区
- ・令和5年 1月完了 望地4地区
- ・令和5年 3月完了 東小坪3407地区
- ・令和5年 3月完了 水無地区
- ・令和5年 5月完了 安登西10丁目8地区
- ・令和6年 3月完了 潭鼓141地区
- ・令和6年 3月完了 西辰川1丁目4地区
- ・令和6年 7月完了 南隠渡2丁目地区
- ・令和6年 7月完了 広白岳6丁目地区



南隠渡2丁目地区
急傾斜地崩壊対策事業
(令和6年 7月完了)

④健康に対する適応策

○熱中症や熱ストレス等に関する普及啓発

熱中症の予防や対策に関するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行うとともに、日頃の健康管理、水分・塩分補給、涼しい環境で過ごす等の予防啓発を各地域の健康教室で実施しました。

また、令和6年4月の気候変動適応法の改正により、4月第4水曜日から10月第4水曜日までの期間に、広島県内に「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止し、暑さをしのぐため、公共施設、民間施設を問わず、誰でも気兼ねなく避難ができる冷房設備が整った施設を、「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として、市町村長が指定することが可能になりました。

◇クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定

呉市では、公共施設50施設、民間施設7施設を指定しています（令和7年8月末現在）。

運用期間中は、施設の入口などに、市指定クーリングシェルターであることがわかる「クーリングシェルター・マーク」を掲示しています。

運用期間：4月第4水曜日～10月第4水曜日

参照：呉市ホームページ→環境・ごみ→環境への取り組み

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指定しました。

呉市 クーリングシェルター

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/coolingshelter.html>)



クーリングシェルター・マーク

○クールビス・緑化の推進

クールビズ（参照：P 6 6（第4章 省エネルギーの推進））や、緑化（参照：P 3 0（第3章3 地域環境の保全→3-3 緑化の推進））を推進しました。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

令和6年4月の「気候変動適応法」の改正に伴い、熱中症特別警戒情報発表時に、一般の方が暑さをしのぐため自由に利用できる指定暑熱避難施設「クーリングシェルター」を、市町村が指定できることとなりました。本市においても、クーリングシェルターを指定し、暑さをしのげる場として無料で解放します。また、市内の広い範囲にクーリングシェルターを設置するため、御協力いただける民間施設も募集しています。

【クーリングシェルターとは】

広島県において「熱中症特別警戒アラート」（注1）が発表されたときに、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するために、呉市が指定して開放するもので、暑さをしのぐ場として、どなたでも利用していただけます。

【クーリングシェルターを利用するときの注意事項】

- ・クーリングシェルターの開所は、4月第4水曜日から10月第4水曜日（熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じ）までの期間で、広島県に「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。
- ・飲料は各自でご用意ください。
- ・指定場所の温度調整はできません。
- ・利用できる日時等は施設によって異なりますので、指定施設一覧でご確認ください。
- ・その他、利用に当たっては各施設の指示に従ってください。

（例）呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）



クーリングシェルター・マーク
の掲示



2階エントランス ベンチ



1階車寄せロビー ベンチ

（注1）熱中症特別警戒アラート：気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に、気候変動適応法第19条第1項の規定に基づき、環境大臣が発表するもの。

【目標達成状況】

指標項目	目標		令和6年度	掲載ページ
	年度	数値		
呉市の温室効果ガス排出量	R12	2,755千t	(注1)3,228千t	4
中小企業省エネ診断実施数(注2)	R14	10件(注3)	13件	—
農産物の呉市場における県内産割合	—(注4)	R3年度の17.4%を維持	15.8%	
水産物の呉市場における県内産割合	—(注4)	R3年度の73.3%を維持	77.5%	
家庭用太陽光発電システムの設置件数(注2)	毎年度	200件	73件	11
森林面積	—(注4)	R3年度の19,621haを維持	19,436ha	—
呉市の間伐製品購入額	—(注4)	R3年度の3,977千円を維持	18,997千円	

(注1) 令和4年度の実績値

(注2) 市が関与して実施した件数に限ります。

(注3) 毎年度の目標

(注4) 目標年度を定めずに、計画期間中、毎年度維持状況を確認します。

現状・課題・今後の方針など

令和4年度の温室効果ガス排出量については、3,228千t-CO₂で、呉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基準年度である平成25年度に比べて、36.7%減少しました。

部門^{※20}別に見ると、製鉄や造船などのエネルギー需要の大きい製造業を主体とし、全体の約7割を占める産業部門からの排出量は減少しました。また、運輸部門における排出量は増加しましたが、その要因としては、コロナ禍以降、インターネット通販の利用者が増加し、配送量が増加したことが考えられます。

中小企業省エネ診断実施数については、令和5年度から呉市脱炭素化設備等導入補助金を開始したため、目標値を上回り、13件の実施となりました。

家庭用太陽光発電システムの設置件数については、国の交付金を活用することができたため、計画策定時の想定と比較し、1件当たりの補助額が大幅に増加したことにより、金銭的には導入しやすくなったものの、固定価格買取制度(FIT)^{※10}の認定を受ける場合は対象外になるなど、交付金の活用には一定の制限があり、市の事業により設置した件数としては、目標値に届きませんでした。

人の移動に係る省エネルギー化については、歩道の整備や違法駐輪自転車の撤去などの基礎的な取組を、本市の事業として継続して実施しました。

地域交通については、人口減少などから利用者が減少し、路線の廃止や運行する本数を減少する地域が増えてきており、環境の視点と併せて市民の移動手段をどう確保していくかが課題となっています。

コンパクトなまちづくりについては、都市機能と居住機能の適正な配置の考え方について、官民で共有を図るとともに、戦略的に誘導を進めています。

さらに、国が衣食住にわたる国民の将来の暮らしの全体像「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」として具体的なアクションを普及・啓発していきます。

2 生物多様性の保全



2-1 生物生息環境の保全

① 森林・自然海岸の保全

○ 保育事業（下刈，除伐，間伐等）

手入れが十分されず放置された市有林や民有林の間伐等を行うことで，太陽光が適度に注ぎ，樹木が健全に成長し，森林の持つ公益的機能が発揮されます。

年度	実績	事業費（千円）
R 4	野呂山市有林間伐，安浦町民有林間伐	6, 498
R 5	野呂山市有林間伐	978
R 6	灰ヶ峰等市有林間伐，安浦町民有林整備	7, 428

○ どんぐり塾

森のしくみや環境問題を正しく認識するために活動する森づくりセミナー「どんぐり塾」を支援し，参加した子どもたちは工作や自然観察を通して森との楽しい付き合い方を学びました。

令和6年度事業費：83千円 参加者数：47名（2回／年）



どんぐり塾の様子

○ 松くい虫対策

倉橋町，下蒲刈町内の市有松林の松くい虫防除対策として，薬剤の地上散布や樹幹注入を実施するなど総合的な対策を行いました。

令和6年度事業費：地上散布 656千円（4.0ha）

樹幹注入 855千円（710穴）

○ 自然海岸の保全

七浦（安浦町）・中小島（安浦町）・恋ヶ浜（蒲刈町）・大浦崎（音戸町）・須之浦（倉橋町）の自然海岸は，広島県自然海浜保全条例により，瀬戸内海の海浜地で砂浜岩礁など自然の状態が維持されている区域として保全及び適正な利用が図られました。

参照：県自然環境保全地域等の指定状況 [広島 自然環境 指定](#)

検索

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-shizenkankyouhozen/>)



②藻場等の創出・保全

漁業資源の増大と水産物の安定供給を図るため、藻場（ガラモ場）造成事業等を進めました。

○藻場造成事業

自然環境の変化等の影響により、藻場が衰退した場所へ石材等を投入し、藻の着生を促しています。

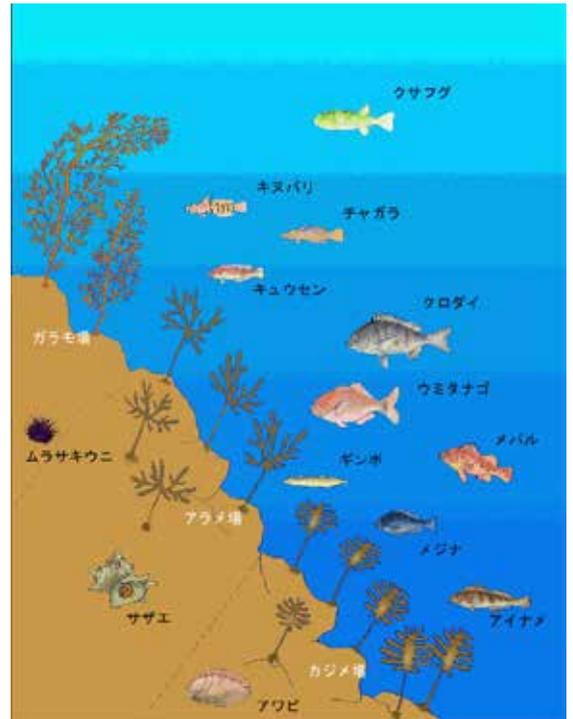
令和6年度では下蒲刈町地先において藻場等の増殖場の測量を実施し、令和7年に藻場を拡大します。

藻場等増殖場造成面積：1.6ha
(令和7年度予定)

参照：環境省せとうちネット→瀬戸内海とわたしたち→CHAPTER.3 瀬戸内海を身近なところから考える→藻場と干潟→ガラモ場、カジメ場で見られる生物

環境省せとうちネット ガラモ場、カジメ場で見られる生物

(https://www.env.go.jp/water/heisa/heisa_net/setouchiNet/seto/g1/g1chapter3/mobahigata/mobatowa/index.html)



ガラモ場、アラメ場、カジメ場で見られる生物
出典：環境省せとうちネット

③環境保全型農業・漁業^{*5}の推進

○環境保全型農業の推進（農村環境の維持・保全の推進）

農業は、食料の安定供給のほかに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全など、様々な機能を有し、市民生活で果たす役割は大きなものがあります。集落組織で取り組む農道・水路等の適切な維持・管理による農村環境保全を進め、良好な景観形成等の多面的機能の維持を図っています。

◇農村環境保全事業

市内の農業従事者と非農業従事者とで構成する団体が、農道の草刈りや農業用水路の泥上げなどを継続して行い、農村環境を守る地域の活動を支援しました。

地域：市街化区域外、用途区域外など

助成金額：水田：4,400円、畑：2,800円（各10アール当たり）

年度	助成団体	事業費（千円）
R4	14	9,494
R5	14	9,495
R6	14	9,494

◇農業用施設原材料支給制度

農家や農業団体などが施工する農道及び農業用水路等、農業経営に資する農業用施設の維持補修等について、その支援を行うため必要な原材料を支給しました。

対象：2戸以上の農家の農業用施設で、市街化区域外・用途区域外であるもの

支給する原材料：生コン、角フリューム、砂利等

支給基準：原材料費が20万円以下のものであり，小規模の事業に限ること

年度	助成団体	事業費（千円）
R 4	14	1,572
R 5	13	1,218
R 6	10	1,372

○資源管理型漁業^{※12}の推進

海浜・海底に堆積している廃棄物（ビニール，プラスチック，空きびん，空き缶等）を収集・処理することで，漁場環境を保全し，漁場機能の回復と漁場再生産力の増強を図りました。

海底の堆積物回収実績

年度	場所	事業費（千円）
R 4	広町・下蒲刈町	6,700
R 5		6,700
R 6		6,700



海底堆積物回収の様子

県下一斉海浜清掃運動収集実績

年度	収集量(t)	事業費（千円）
R 4	9.9	1,223
R 5	9.1	666
R 6	13.1	986



海浜清掃の様子

2-2 自然資源の持続可能な利用

① 自然観察会の開催

灰ヶ峰公園には、絶滅危惧種であるギフチョウを始めとする様々な動植物が生息しており、豊かな自然の中で、観察会を市民団体と協働で行いました。

令和6年度は、7月、10月の年2回実施しました。



灰ヶ峰公園自然観察会の様子

② 市民農園の整備活用

グリーンヒル郷原の市民農園100区画を引き続き市民に貸し出しました。



市民農園

③ビオトープ^{※19}の活用

本市の地形は複雑で、元来、生物多様性に富んだ地域です。豊かな自然環境を守るためにも、ビオトープを通じて自然とのふれあいを大切にする活動を継続していく必要があります。

令和6年度も「ひろしま自然の会」等が地元の自治会や小学校等に呼び掛けて、二河公園のビオトープで自然観察会を開催し、自然やその恵みで「遊び」、「学び」、「考え」、そして「行動する」活動を行いました。

令和6年度実績：9回開催，参加者149名



エコ・グローブくれ（呉市一般廃棄物最終処分場）のビオトープ

④河川の親水空間^{※13}の保全整備

河川護岸の整備や災害の復旧に当たっては、可能な限り環境保全型ブロック等の環境に調和した材料を使用するよう引き続き努めました。



大屋大川の護岸

⑤エコツーリズム^{※3}等の推進

観光客に地域の資源を伝えることによって、自然環境の保全や地域のコミュニティの重要性を学習するなどエコツーリズムの振興を推進しました。

参照：一般社団法人瀬戸内海エコツーリズム協議会
(<https://setoecokyo.jimdofree.com/>)

瀬戸内海エコツーリズム

検索



環境学習会



地元の牡蠣業者による牡蠣打ち体験

【目標達成状況】

指標項目	目標		令和6年度	掲載ページ
	年度	数値		
自然観察会等の実施回数	毎年度	12回	35回	17, 20
藻場・干潟の新規造成面積（R5からの累計）	R14	28.3ha	1.6ha	18

現状・課題・今後の方針など

自然観察会等の森林保全活動については、引き続き積極的な広報を継続し、子どもたちに学ぶ機会を提供していきます。

藻場・干潟の新規造成については、令和5年度から新規造成面積の累計が令和14年には28.3haになることを目標に、引き続き藻場・干潟等増殖場の造成を継続していきます。

市民農園の活用状況については、依然としてニーズが高く、利用希望者に継続して提供しました。

今後とも、「豊かな環境を次の世代につなぐまち」の実現に向けて、多様な動植物が生息する自然環境を守っていきます。

3 地域環境の保全



3-1 生活環境の保全

①大気環境の保全

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（4か所）と自動車排出ガス測定局（1か所）を設置し常時監視を行うとともに、対象施設への立入指導など発生源対策を実施して環境基準の達成率の向上に努めました。

緊急時の措置として、大気の汚染が著しくなり、人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、市民への周知の措置等を講じることにより、大気汚染及び健康被害の防止に努めました。

令和6年度では、警報や注意報の発令はありませんでした（緊急時の発令対象汚染物質：硫黄酸化物、オキシダント^{※4}、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）。



参照：呉市環境試験センターホームページ→環境調査報告書の第1節大気汚染

呉市環境試験センター

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/>)



明立小学校大気測定局（中央地区）



大気測定局内の自動測定機

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を感じさせる代表的な感覚公害です。

市内の主な悪臭発生源となるパルプ工場、魚腸骨処理場、産業廃棄物処理施設及び下水処理場等の周辺地域で、悪臭物質の測定を実施しました。

悪臭防止法の規制基準を超過した事業所（工場・事業場）に対しては、立入調査等により、原因の究明、対策についての改善指導を行いました。

令和6年度では、76検体の悪臭測定を実施したところ、規制基準の超過はありませんでした。

また、悪臭防止対策の確認のための立入調査のほか、住民の苦情等に基づく立入指導を実施しました。

参照：呉市環境試験センターホームページ→環境調査報告書の第4節悪臭

呉市環境試験センター

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/>)



悪臭調査（低級脂肪酸）



悪臭調査（硫黄系）

②自動車排出ガス対策

○公共交通機関の利用促進

参照：P 8（1 気候変動への対応→1-1 省エネルギー対策の推進（緩和策）→⑤スマートムーブの推進→○公共交通機関の利用促進）

○環境負荷が少ない車（エコカー）の利用促進

参照：P 7（1 気候変動への対応→1-1 省エネルギー対策の推進（緩和策）→④電動車の普及促進→○環境負荷が少ない車（エコカー）の導入・活用）

③水環境の保全

○水質汚濁の防止

河川・海域・地下水の常時監視，事業所への立入検査・指導及び生活排水対策を実施しています。

瀬戸内海環境保全特別措置法，水質汚濁防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所への立入検査を実施し，必要な指導等を行うことにより，水質汚濁防止を図り環境基準の達成率の向上に努めました。

令和6年度では，44事業所に対して立入検査を実施し，1事業所が水質汚濁防止法の排水基準を超過したため，改善指導を行いました。

参照：呉市環境試験センターホームページ→環境調査報告書の第2節水質汚濁

呉市環境試験センター

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/>)



河川（二河川）の水質調査の様子



海域（安浦沖）の水質調査の様子

◇生活排水対策の進捗状況

下水道普及率

年度	処理面積(ha)	処理人口(千人)	普及率(%) (注)	主な整備実施地域
R 4	3, 9 3 0. 6	1 8 4	8 8. 6	苗代・栃原・神山・音戸・倉橋地区
R 5	3, 9 4 1. 2	1 8 1	8 8. 9	苗代・栃原・神山・音戸・倉橋地区
R 6	3, 9 4 4. 4	1 7 8	8 9. 1	苗代・栃原・神山・音戸・倉橋地区

(注) 下水道普及率が全国平均より高い理由としては，早期（昭和33年）に事業認可を受けて事業に着手したため。

全国下水道普及率 平均81.0%（下水道利用人口／総人口）

参照：国土交通省ホームページ

全国下水道普及率

検索

(<https://www.mlit.go.jp/>)



放流水質の状況（単位：mg/L）

施設	項目	浮遊物	BOD ^{※25}	COD ^{※26}	全窒素	全りん
	基準値	40	15	20	60	8
	根拠法令	下水道法		県条例	水質汚濁防止法	
新宮浄化センター	R4	3	2.5	7.0	5.6	0.9
	R5	2	3.4	7.2	6.3	1.1
	R6	1	1.2	6.8	6.5	0.9
広浄化センター	R4	5	3.8	11.0	12.0	0.9
	R5	4	3.5	12.0	17.0	1.7
	R6	4	4.4	13.0	27.0	1.0
天応浄化センター	R4	1	3.1	7.0	12.0	0.2
	R5	2	2.1	7.8	14.0	0.2
	R6	1	2.5	7.3	15.0	0.4
川尻浄化センター	R4	3	3.0	8.2	5.1	0.4
	R5	1	3.2	8.5	7.6	0.3
	R6	1	1.5	8.0	6.4	0.4
安浦浄化センター	R4	1	3.6	8.5	4.2	2.0
	R5	1	2.9	8.0	2.7	1.9
	R6	1	1.4	7.5	3.0	1.7
赤石浄化センター	R4	6	3.6	8.5	4.8	2.0
	R5	6	2.8	9.0	7.4	2.1
	R6	3	2.2	8.0	7.5	1.8
本浦浄化センター	R4	2	3.8	7.1	3.2	0.6
	R5	1	2.3	6.6	3.3	0.7
	R6	1	1.8	6.5	2.8	0.6
音戸北部浄化センター	R4	1	3.1	6.2	8.1	3.1
	R5	1	2.7	6.5	6.7	2.7
	R6	1	1.3	6.0	6.2	2.2
倉橋中央浄化センター	R4	4	5.1	9.6	7.9	2.8
	R5	2	3.4	8.8	8.4	2.7
	R6	2	2.8	8.8	8.4	2.4

※なお、COD・全窒素・全りんについては、別に総量による規制もあります。

※各浄化センターの放流水は、良好な水質を保っています。

○健全な水循環の確保

◇子ども水道教室

日時：令和6年7月26日（金）

場所：太田川源流の森（廿日市市吉和）

内容：体験学習（水生生物観察，森林散策），
水源かん養学習

参加者数：24人

事業費：287千円



水生生物観察の様子

④ 土壌環境の保全

土壌汚染対策を推進するため、土壌汚染対策法が適用される有害物質使用特定施設^{※22}の届出や土地履歴の調査資料等を保管・蓄積することで、土壌環境の情報提供を行い、人への健康被害を防止するよう努めました。

水質汚濁防止法の特定事業場のうち、有害物質使用特定施設を設置する事業場^{※23}数は、45事業所（令和7年3月末現在）でした。

土壌汚染対策法等の届出等件数

年度	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (土壌汚染対策法第4条第1項)	土地履歴調査結果報告書 (広島県生活環境の保全等に関する条例第40条第1項)
R4	20	2
R5	12	4
R6	23	2

⑤ 騒音・振動対策

自動車騒音地域評価（面的評価^{※21}）及び環境騒音測定（点的評価^{※16}）を実施し、騒音の実態及び環境基準の達成状況等を総合的に把握して、騒音対策を推進しました。

なお、振動の環境基準は設定されていませんが、2地点（郷原、天応）で振動測定を実施しました。

参照：呉市環境試験センターホームページ→環境調査報告書の第3節騒音・振動

呉市環境試験センター

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/>)



24時間自動車騒音・振動測定（国道185号）の様子



24時間自動車騒音・振動測定（国道31号）の様子

3-2 有害化学物質等への対応

① PCB^{※28}対策

PCBは、不燃性、絶縁性、化学的に安定な物質であることから主に電気機器の絶縁油などで使用された物質でしたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件をきっかけに有害性が明らかになり、製造・輸入が禁止されました。また、国際条約に基づき、期限内の処理が法律で義務付けられました。

高濃度PCBは、次に示す電気機器に含まれている可能性があります。

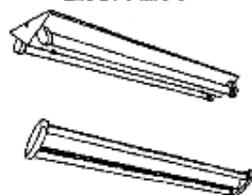
変圧器



コンデンサー



蛍光灯器具



(オフィス・教室用等)

水銀灯器具



(施設等の高天井用)

低圧ナトリウム灯器具



(道路用)

昭和28年から昭和47年に製造された変圧器等

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された照明器具の安定器

- 低濃度PCB^{※28} (平成2年までに行われた再生絶縁油の製造・流通・使用の過程で意図せず汚染されたもの)
- ・平成5年までに製造された変圧器類 (年代に関係なく絶縁油の入替をしたもの) に可能性あり
 - ・平成2年までに製造されたコンデンサー (電気機器に組み込まれた低圧コンデンサーも含む) に可能性あり

PCB廃棄物の処理期限 (※高濃度PCBは処理基本計画の変更により2025 (令和7年) 8月29日まで処分登録可能)

高濃度PCB使用変圧器, コンデンサー	2018 (平成30) 年3月31日
高濃度PCB使用安定器, 汚染物	2021 (令和3) 年3月31日
低濃度 (微量) PCB汚染電気機器	2027 (令和9) 年3月31日

本市の取組状況

年月	取組内容等
H27. 8・9	アンケート実施後のフォロー調査 (未届出事業者及び未回答事業者)
H28～	アンケート実施後のフォロー調査 (アンケート未達・未返信業者の再調査)
H30. 1	(未届事業所の) 掘り起こし調査事業終了
H30. 2	環境省との協力による (安定器) 掘り起こし調査事業: アンケート
H30. 3	高濃度PCBの変圧器, コンデンサー類の処分委託終了 (未搬出あり)
R2. 2	H30. 2に実施したアンケートのフォローアップ調査を実施
R2. 10	フォローアップ調査未回答者へ最終通知を発送
R2. 12	本市保管分の高濃度PCB廃棄物を処分
R3. 3	高濃度PCB (安定器) の処分期限
R5. 1	処分期限を過ぎた継続保管中の高濃度PCB (コンデンサー) の処分指導と完了
R5. 12	新たに発覚した高濃度PCB (コンデンサー, 安定器) 保管事業者に対して指導し, 全て処分委託契約終了
R6. 1～3	本市所有の使用中の高圧受電設備のPCB分析が必要な機器の判別調査実施
R6. 3	本市保管分の低濃度PCB廃棄物を処分
R7. 6～7	本市所有の使用中高圧電気設備のPCB分析が必要な機器の分析実施

PCB廃棄物保管及び処分状況等届出

年度	R4	R5	R6
届出事業所数	130	110	135

P C B^{※28} 廃棄物保管状況（令和 6 年度届出分）

廃棄物の種類	保管中	使用中	計
変圧器・コンデンサー類	3, 103台	285台	3, 388台
安定器	27台	0台	27台

P C B 廃棄物処分状況（令和 6 年度まで届出分）

廃棄物の種類	台数
変圧器・コンデンサー類	21, 265台
安定器	17, 798台

②アスベスト^{※1}対策

特定粉じん排出等作業時の届出を基に、作業前に立入検査を実施し、作業場の隔離、集じん・排気装置の使用等適正な処置を行うよう指導しています。

なお、令和 2 年度には大気汚染防止法の一部改正により、令和 3 年 4 月から規制対象建材の拡大、罰則の強化、事前調査方法の法定化、作業記録等の作成・保存が義務付けられ、事前調査の信頼性の確保のため、令和 4 年 4 月から一定規模以上の解体等工事には市長への事前調査結果報告と令和 5 年 10 月からは「必要な知識を有する者」による事前調査の実施が義務付けられました。

立入検査状況

年度	一般立入	苦情立入	情報・事故立入	合計
R 4	21	5	0	26
R 5	21	4	0	25
R 6	18	8	0	26

③P R T R^{※30}の実施

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が事業所から大気・水・土壌などの環境へ排出される量や事業所外へ移動する量を、事業者自らが把握します。

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成 12 年 3 月 30 日に P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）が施行されました。

本市としては、市内の事業者からの届出により、有害化学物質の使用状況及び排出・移動状況の把握に努めるとともに、環境調査を実施しました。

令和 6 年度把握分の届出事業所数は 61 事業所でした。

なお、P R T R 対象化学物質はダイオキシン類^{※15}を含め、令和 5 年度把握分より 515 物質が対象となっています。

④ダイオキシン類^{※14}対策

ごみの減量及び野焼きの対策を進め、ダイオキシン類の発生抑制を図っています。

また、大気・水質・土壌の環境モニタリング及び発生源となる事業所の排出基準の遵守状況について、監視指導を行うことにより環境基準の達成に引き続き努めました。

本市では毎年、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等を設置する事業者から、排出ガス及び排出水のダイオキシン類濃度測定結果の報告を受けています。

令和6年度では大気関係4事業所（8施設）及び水質関係1事業所（2施設）の報告があり、全ての施設が排出基準に適合していることを確認しました。

参照：呉市環境試験センターホームページ→事業者によるダイオキシン類測定結果について

呉市環境試験センター (https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/)



令和6年度 ダイオキシン類^{*14}環境調査等実績

大気関係（8件）

実施箇所	白岳小学校ほか3地点	計4地点×2回
調査結果	全て環境基準以下	

水質・底質関係（8件）

実施箇所	黒瀬川3地点・大谷川	4地点
	広湾A・黒瀬川沖	水質2地点
	広湾A・黒瀬川沖	底質2地点
調査結果	全て環境基準以下	

土壌関係（4件）

実施箇所	白岳小学校ほか3地点	計4地点
調査結果	全て環境基準以下	



⑤環境ホルモン^{*6}対策

環境ホルモンによる内分泌かく乱作用やメカニズムは、十分に明らかにされていないため、情報収集に引き続き努めました。

令和5年7月、広島県が黒瀬川（樋の詰橋付近）において、ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びビスフェノールAの調査を実施し、すべて予測無影響濃度を下回っていました。近年特段問題となるような数値が観測されていないことなどを踏まえ、令和5年度の調査をもって、広島県による当該調査事業は終了しました。令和7年度から呉市で実施する予定です。

環境ホルモン測定値（令和5年7月 調査結果）

環境ホルモン	予測無影響濃度	測定値
ノニルフェノール	0.608 μg/l	ND(0.05 μg/l未満)
4-t-オクチルフェノール	0.992 μg/l	ND(0.01 μg/l未満)
ビスフェノールA	24.7 μg/l	0.30 μg/l

⑥有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)^{*24}対応

環境省は、PFOS・PFOAについて、水環境中（公共用水域及び地下水）における検出状況などを注視して知見を集積する観点から、令和2年に水環境中の「要監視項目」に位置づけ、監視強化の観点から目安となる値として、指針値（暫定）をPFOSとPFOAの合計値50ng/lに設定しています。

呉市では、令和4年度から二河川、黒瀬川の2地点において、環境調査を実施しています。

令和6年度は、指針値（暫定）を下回る結果となりました。

年度	二河川(山手橋)			黒瀬川(真光寺橋)		
	PFOS	PFOA	合計値	PFOS	PFOA	合計値
R4			3.0ng/l			9.3ng/l
R5	1.4ng/l	1.2ng/l	2.6ng/l	1.9ng/l	5.8ng/l	7.7ng/l
R6	1.0ng/l	1.2ng/l	2.3ng/l	2.2ng/l	5.4ng/l	7.6ng/l

*調査結果は、有効数字2桁で処理しているため、「合計値」の値は必ずしも「PFOS」、「PFOA」の結果の合計値とは一致しない。

3-3 緑化の推進

①自治会等と協力したコミュニティ広場等の維持管理

「緑の募金」を財源として、意欲的に「みどりづくり活動」を実施する学校及び自治会等の地域団体、グループを公募し、3万円を上限として事業費の一部を地域緑化推進事業として助成しました。

令和6年度実績

実施期間：令和6年3月1日～令和6年11月20日

助成団体：19団体

事業費：404千円



呉市寺本町自治会の
“寺本町自治会ふれあい花壇緑化事業”



呉市立仁方小学校の
“仁方小学校ハッピーフラワー活動”

②地域緑化活動の推進

自然と調和した環境、景観づくりのため、住民参加によるふれあい花壇やふれあいロードといった公園・広場・道路の緑化や維持管理の推進に取り組んでおり、朝顔やゴーヤなど、植物による日よけ「緑のカーテン」の普及を図っています。環境パネル展（令和6年6月4日～10日 市役所1階多目的室）に合わせて、「緑のカーテン」用のゴーヤの苗（100株）を配布しました。

〇くれ環境市民の会が主催する「緑のカーテンコンテスト」を実施しました。



緑のカーテンコンテスト応募作品

3-4 環境美化の推進

①清掃活動の推進

地域清掃やボランティア清掃などを市民団体等と協働により実施しました。

ポイ捨ての防止等についても、各まちづくり委員会・協議会を中心に、地域特性に合った環境美化の取組を引き続き実施しました。

○下蒲刈保育所児童による大津泊庭園の清掃

実施日：令和6年6月7日（金）

参加人数：30人

実施場所：大津泊庭園

収集量：約30kg

○下蒲刈地区公衆衛生推進協議会による町内一斉清掃

下蒲刈町内の一斉清掃（クリーン作業）を実施しました。

実施日：令和6年6月30日（日）

参加人数：300人

実施場所：下蒲刈町内

収集量：約1t

○海岸アダプト^{※2}清掃事業

地元住民や自治会等の協力を得て、令和6年度は豊地区公衆衛生推進協議会の第23回海岸アダプト清掃事業として、2か所の海岸清掃を行いました。

実施日：令和6年7月7日（日）

参加人数：250人

実施場所：かもの海岸、白潟海岸

収集量：約1.2t



海岸アダプト清掃事業の様子

○音戸地区生活排水路清掃奉仕作業

町内一斉で家のまわりの水路等の土砂・泥等の回収を自治会や市民等と協働により実施しました。

実施日：令和6年6月2日（日）

参加団体：14自治会、21事業者ほか

実施場所：音戸町内一円

約400人

収集量：軽トラック 39台分

2tトラック 18台分 計約40t

○年末愛の運動（清掃活動）

呉市女性連合会・赤十字奉仕団を中心に、呉青山高等学校の協力を得て呉市内の清掃活動を行いました。

実施日：令和6年12月10日（火）

実施場所：中央公園，今西通り，蔵本通り，れんがどおり

参加人数：300人

収集量：軽トラック 3台分 約1t



○美しい呉クリーンキャンペーン

呉市公衆衛生推進協議会・呉市女性連合会・赤十字奉仕団を中心に、各高校・団体と協力し呉市内の清掃活動を行いました。

実施日：令和7年3月20日（祝・木）

実施場所：れんがどおり，大和ミュージアム周辺，入船山公園周辺，呉駅周辺

参加人数：900人

収集量：2トントラック 3台分 約6t

②公衆衛生思想の普及

○地域ぐるみの清掃活動や草刈り，環境美化運動を継続して実施しました。

公衆衛生推進委員数：1,634人



第6地区まちづくり委員会の活動の様子



グラン・ブルーの活動の様子



安浦SUP実行委員会の活動の様子



畑ふれあいロードの活動の様子

令和6年度ひろしま環境賞受彰「呉市安浦地区公衆衛生推進協議会」

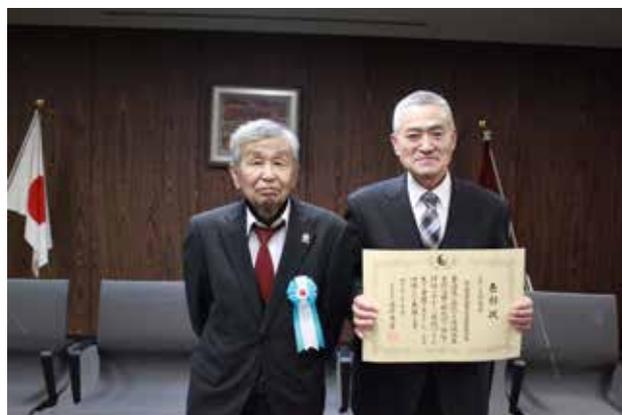
「ひろしま環境賞」は、地域における環境保全活動や環境に配慮した地域づくりに関して顕著な功績があり、他の模範となる功績をあげられた個人又は団体を称えるとともに、県民の環境保全意識の向上や活動の促進を図ることを目的として平成6年度に創設された賞です。

令和6年度の受彰者は3団体2個人で、呉市からは呉市安浦地区公衆衛生推進協議会が受彰されました。

呉市安浦地区公衆衛生推進協議会は、呉市と合併する前の安浦町公衆衛生推進協議会の中から、行政機関や学校・団体などと連携し、地域社会の環境保全や保健衛生に努められており、地域住民を対象とした自然学習やごみ拾い活動などを実施されています。



水辺教室



表彰式の様子

○呉市公衆衛生推進協議会

令和6年度は、総会・第67回公衆衛生大会を実施しました。

実施日：令和6年6月29日（土）13時30分～

実施場所：呉信用金庫ホール

参加人数：372人

内容：環境衛生美化活動呉市長表彰，呉市献血会長表彰

呉市自治会連合会結成70周年記念事業と兼ね、公衆衛生推進委員を対象とした研修会を実施しました。

実施日：令和7年2月23日（日）13時30分～

実施場所：呉信用金庫ホール

講師：教育評論家・法政大学名誉教授 尾木 直樹 氏

演題：「こどもも大人も居心地のよい地域社会をめざして」

呉市公共施設等里親制度による環境美化活動

本市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、市民団体が無償で本市の所有する道路及び公園を除く用地の美化活動等を行う呉市公共施設等里親制度を実施しています。

○昭和地区「呉特別支援学校地域清掃ボランティアグループ」

昭和市民センター駐車場入口の花の植え替え，駐車場内草抜き，昭和支所の窓拭き・ブラインド清掃を行い，地域住民が集う昭和市民センターで美化活動をしました。



○安浦町「緑の里いなし運営協議会」

年間を通して，除草作業，ふれあい広場草刈り清掃作業，県道沿いのプランターに咲くビオラ200本の植付け，資源回収等を行いました。



【目標達成状況】

指標項目			目標		令和6年度 達成率(注1)	掲載 ページ	
			年度	数値			
環境 基準 達成 率	大気	二酸化窒素	R14	100%	100% (5局/5局)	23	
		浮遊粒子状物質		100%	100% (5局/5局)		
		二酸化硫黄		100%	100% (4局/4局)		
		一酸化炭素		100%	100% (1局/1局)		
	水質	河川	健康項目	R14	100%	100% (3地点/3地点)	24 25
			BOD ^{※25}		100%	100% (5地点/5地点)	
		海域	健康項目		100%	100% (9地点/9地点)	
			COD ^{※26}		100%	90% (9地点/10地点)	
			全窒素		100%	100% (4地点/4地点)	
			全燐		100%	100% (4地点/4地点)	
	地下水(健康項目)	100%	100% (3地点/3地点)				
	騒音	面的評価 ^{※21}	R14	達成率向上	99.9% (17,152戸/17,165戸)	26	
		点的評価 ^{※16} (一般地域)		100%	100% (18地点/18地点)		
		点的評価(道路に面する地域)		達成率向上	91.7% (33地点/36地点)		
	有害化学物質	ベンゼン(大気)	R14	100%	100% (2地点/2地点)	28 29	
		トリクロロエチレン(大気)		100%	100% (2地点/2地点)		
		テトラクロロエチレン(大気)		100%	100% (2地点/2地点)		
		ジクロロメタン(大気)		100%	100% (2地点/2地点)		
		ダイオキシン類 ^{※14} (大気)		100%	100% (4地点/4地点)		
		ダイオキシン類(公共用水域 水質)		100%	100% (6地点/6地点)		
		ダイオキシン類(公共用水域 底質)		100%	100% (2地点/2地点)		
		ダイオキシン類(土壌)		100%	100% (4地点/4地点)		
	市民一人当たり公園面積		-(注2)	R3年度の10.84㎡/人を維持	11.40㎡/人	-	
市面積に占める公園面積の割合		-(注2)	R3年度の0.7%を維持	0.64%			
都市計画区域内人口一人当たり都市公園等面積		-(注2)	R3年度の10.39㎡を維持	10.99㎡			
市民団体等による公園管理率		-(注2)	R3年度の82.7%を維持	88.0%			

(注1) 騒音の面的評価の達成率以外の達成率は、全測定局(地点)の中で、達成した局(地点)の割合を記載しました。

参照：呉市環境試験センターホームページ→環境調査報告書

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/21/>)



(注2) 目標年度を定めずに、本基本計画の計画期間中、毎年度維持状況を確認します。

環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されるものであり、基準値を超過した場合でも直ちに人の健康に影響が現れるものではありません。
浮遊粒子状物質については、黄砂等の自然現象の影響も考えられます。

現状・課題・今後の方針など

光化学オキシダント^{※4}については、気象条件並びに工場・自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）の影響を受け、本市を始め全国的にもほとんどの地域が環境基準を達成していない状況ですが、本市においてはオキシダント警報が発令されるまでには至っていません。

COD^{※26}の達成率については、近年、気候変動により局地的大雨が増加しており、陸地から河川及び海域への有機汚濁物質の流入量増加や大雨による底質の巻上げ等による環境基準値超過により、達成率が低くなっている可能性があります。

微小粒子状物質（PM_{2.5}^{※29}）については、平成25年度に明立小学校測定局（中央地区）、平成26年度には白岳小学校測定局（広地区）に測定機を設置しました。

広島県による高濃度予報が出された際には、防災行政無線及び防災情報メールで注意喚起しています。

なお、令和6年度では、注意喚起の実施はありませんでした。

参照：広島大気情報ポータルサイト



(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/e/kanshi/>)

公害に関する様々な苦情や相談が寄せられていますが、飲食店、商店、一般家庭に起因するいわゆる「近隣公害」が身近な問題となっています。

近隣公害は当事者同士で十分話し合うことが大切ですが、このような苦情や相談にも、原因者に対して問題解決のための助言・指導を行うよう努めました。

自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進及び地域住民がやすらぎを実感して暮らせる地域資源を生かした豊かな緑とオープンスペースを確保するため、各企業や市民団体など多様な主体と連携して、引き続き緑化推進及び地域清掃活動を実施していきます。

4 循環型社会の構築



4-1 ごみの減量（4R^{※31}の推進）

①一般廃棄物ごみ減量化事業

○持込みごみ処理手数料の適正化

持込みごみ処理手数料は、受益者負担の公平性を確保するため、処理原価とのかい離を是正し、定期的な見直しを実施しています。

前回の見直内容（平成25年4月1日～）：105円/10kg → 130円/10kg

最近の見直内容（令和2年4月1日～）：130円/10kg → 160円/10kg

○資源集団回収

市民のリサイクル意識の高揚を図るため、資源集団回収実施団体に報償金を支給し、資源集団回収事業の推進に努めました。

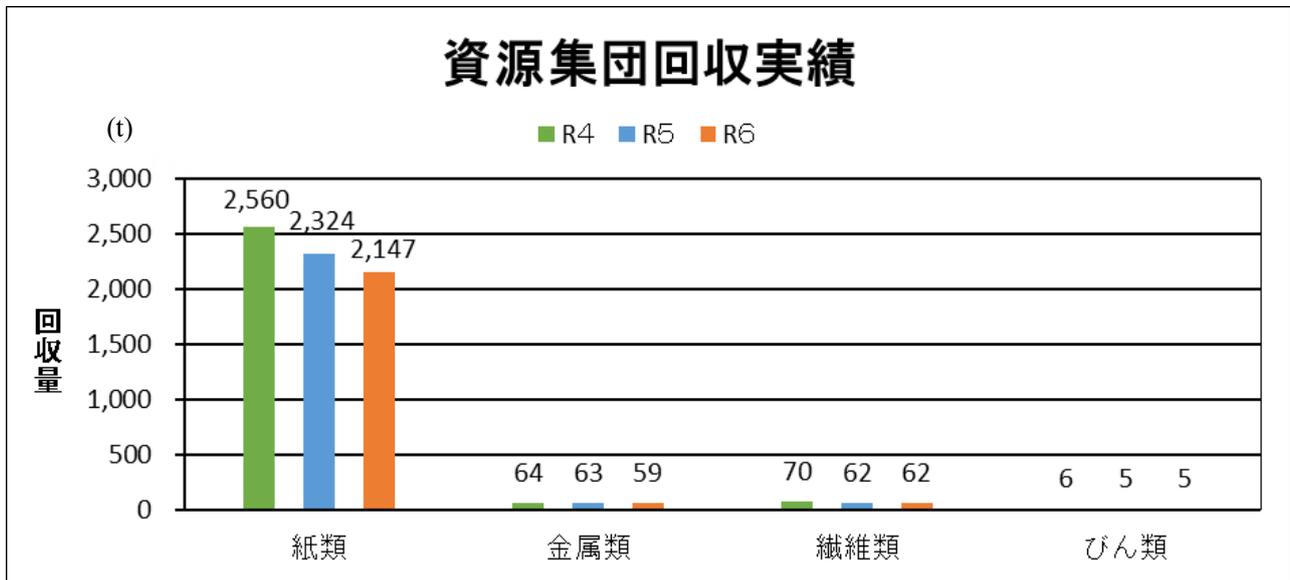
対象品目：紙類・金属類（アルミ缶を含む）・繊維類・びん類

団体報償金単価：全品目6円/kg

資源集団回収実績

年度	団体数	回収量（t）（注1）	報償金支給総額（千円）
R4	219	2,700	16,200
R5	213	2,454	14,723
R6	210	2,261	13,565

（注1）回収量は、報償金の支給総額から算出（1月～12月の回収量）



「集められた資源物はどこに行くのか？」が、マンガでわかります。

参照：呉市ホームページ

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/book.html>)



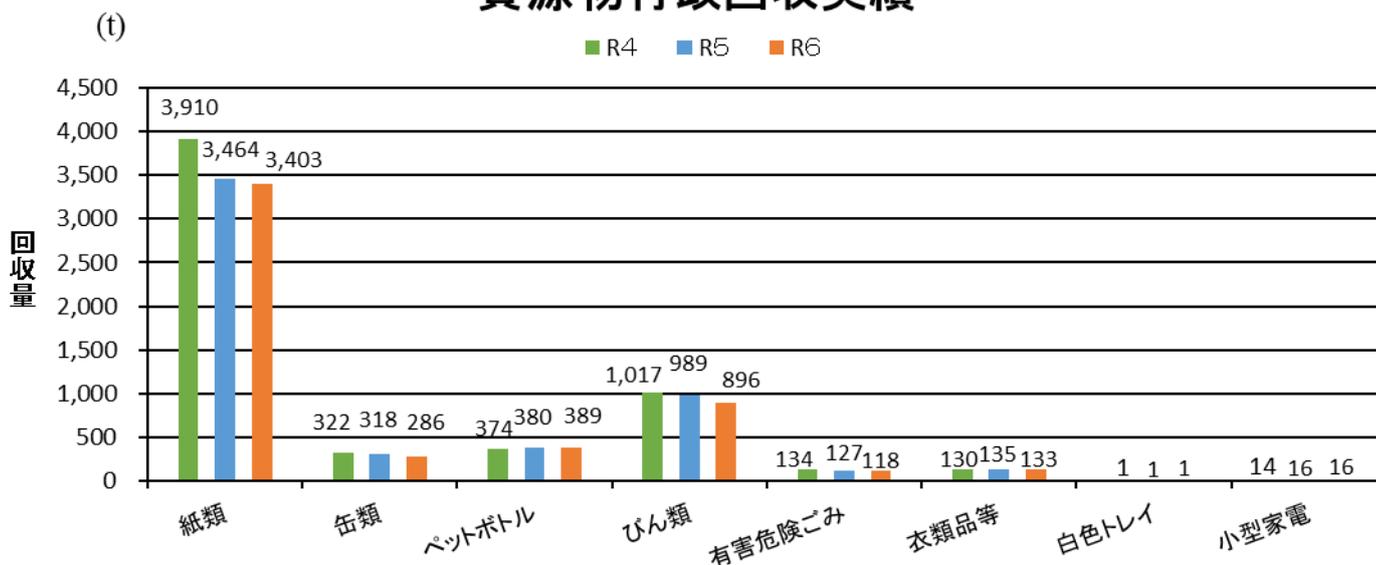
○資源物行政回収（ステーション分別収集。一部拠点回収）

第9期呉市分別収集計画等により、資源物の分別収集を行いました。

資源物の回収拠点数

年度	資源物ステーション	衣料品等	白色トレイ	小型家電
R 4	2, 7 3 7	3 4	6 3	1 8
R 5	2, 7 4 4	3 4	6 3	1 8
R 6	2, 7 5 8	3 4	6 3	1 8

資源物行政回収実績



○使用済み小型家電の回収

使用済み小型家電は、専用ボックスの設置により回収し、リサイクルを推進しました。

小型家電の回収により、金や銅などの有用金属が国内で回収されて再資源化できる上、鉛などの有害物質も適正な処理が可能となります。

また、結果として、廃棄物の量が削減され、ごみ処理施設の負担の軽減や最終処分場の延命も図られます。

回収対象の小型家電(例)

— その他、電気や電池を使用する製品 —

出せないもの

- ・テレビ ・エアコン
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥機
- ・充電式電池 ・乾電池

ご注意

● 個人情報は、必ず消去してください。

● 回収した小型家電は返却できません。

● 電池は取り外してください。

● 家庭から排出されるものに限りです。

◇宅急便での回収

令和4年10月から、「リネットジャパンリサイクル株式会社」と連携・協力に関する協定を締結し、不用になったパソコン・小型家電を、宅配便を使い、回収出来るようになりました。

インターネット、電話またはファックスで申込みが可能で、宅配業者が、パソコン・小型家電を回収してくれるため、回収ボックスまで持参する手間がかかりません。

回収料金は、1箱1,848円(税込)ですが、回収物にパソコンが含まれる場合は、無料です(令和7年度現在)。



◇不要品の一括査定のウェブサービス

令和5年9月から、市民サービスの向上、廃棄処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資することを目的として、「株式会社マーケットエンタープライズ」とリユースに係る連携・協力に関する協定を締結し、ウェブサービスを活用した一括査定及びリユース事業「おいくら」を開始しました。

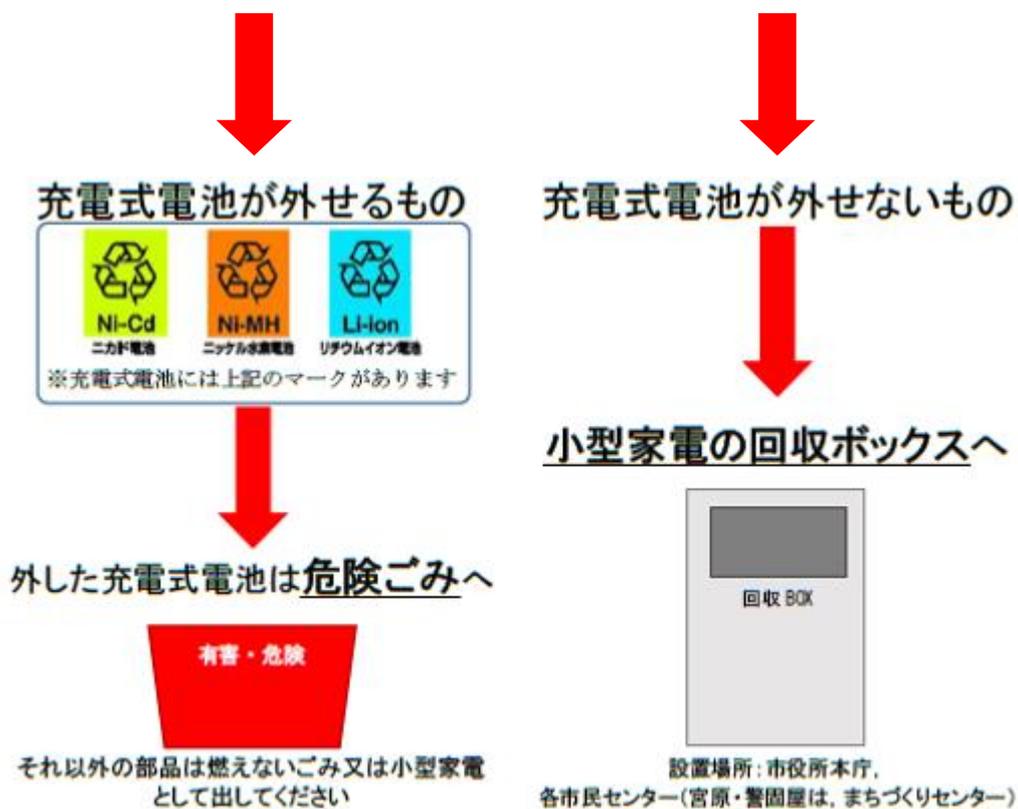
インターネットから申込みが可能で、複数のリユース業者が、不要品を一括で査定するため、店舗等まで持参する手間がかかりません。

主な対象品目は、家具、家電、衣類、スポーツ用品、電子機器、楽器、美術品などで、必要事項を入力することで、まだ使用できるにもかかわらず、捨てられてしまう家具や家電を減らし、呉市内の不要品のリユース活動を促進することで、市民サービスが向上し、ごみの減量、循環型社会の形成及びSDGs(持続可能な開発目標)の達成に資することにつながります。



○有害ごみ・危険ごみの分別回収

引火性・発火性のある有害ごみ・危険ごみを「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」に混ぜて出すと、ごみ収集車やごみ処理施設で火災を引き起こす原因となります。このため、小型充電式電池、ボタン電池、モバイルバッテリー等についても有害ごみ・危険ごみの収集日に出していただき、分別回収を行っています。



イラスト出典
「日本容器包装リサイクル協会」

②食品ロスの削減

○食品ロス削減の啓発

食品ロス（手つかず食品や食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品）を減らすことがごみ減量化につながることから、様々な啓発事業に取り組みました。

◇全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

食べきり運動等を推進する地方公共団体（451自治体参加：令和7年10月現在）で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、同協議会を通じて3010運動等の食品ロス削減について情報収集や情報発信に努めました。



3010運動ちらし（環境省作成）

◇「呉氏のおうちで3010運動」

冷蔵庫の中を定期的（毎月10日と30日の2日）にチェック・整理する習慣をつけることにより、食品の使いきりや食べきを推進し、家庭から発生する食品ロスを削減する運動です。冷蔵庫貼付用の呉氏のオリジナルマグネットを作成し、食品ロスセミナーなどで配布しました。



啓発用マグネット

◇「食べきってクレン店」の登録

食べ残し等の削減に取り組む飲食店や宿泊施設などを呉市食べきり協力店として登録するとともに、その取組を広く紹介しました。

登録店舗数：46店舗（令和7年3月末現在）

登録の要件：小盛りメニュー等の導入、食べ残しを減らすための呼び掛けの実践、ステッカー等の掲示による食べ残し削減に向けた啓発活動の実施、その他の食べ残しを減らすための独自の取組

紹介の方法：配付したステッカーの掲示、呉市ホームページへの掲載



「食べきってクレン店」ステッカー



「食べきってクレン店」マスクケース



「食べきってクレン店」卓上のぼり

◇てまえどりのぼり・ミニのぼりの作成

小売店舗における、消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進するため、「てまえどりのぼり・ミニのぼり」200枚（のぼり：40枚，ミニのぼり：160枚）を作成しました。



てまえどりのぼり

◇エコクッキングの実施

くれ環境市民の会が、スーパーなどから提供された廃棄予定の食品等を活用し、省エネ調理をした昼食づくりをしています。

令和7年3月9日（日）には郷原まちづくりセンターにおいて、黒瀬みのり農園との共催で「味噌づくり講座」を開催しました。味噌づくりの大豆を煮ている待ち時間には、企業から提供された廃棄予定の賞味期限を過ぎたまだ食べられる防災備蓄食品を活用した地球温暖化適応策講座を実施し、防災食の試食体験も行いました。



防災備蓄の食ロスを活用した試食体験会



◇地域食堂でミニ環境講座

平成30年7月豪雨災害時から月に1回開催されている安浦地区の地域食堂「おてランチ」において、くれ環境市民の会が、食品ロスの課題や賞味期限と消費期限の違いを参加者にわかりやすく説明するなどの啓発活動を行いました。

なお、「おてランチ」では、くれ環境市民の会が行ったフードライブ活動で集まった廃棄食材を使って、食事を提供しています。



廃棄予定だった食材を使ったタコライス

◇フードドライブ活動

フードドライブでは、店舗に持ち寄られる家庭で余った食品を、くれ環境市民の会が引き取り、必要としている方へ提供しました。

くれ環境市民の会は、令和3年7月よりファミリーマートの店舗を常時回収拠点としたフードドライブを実施しています。

令和5年11月からは、ゆめタウン呉のサービスカウンター前でも、新たにフードドライブを開始しました。

また、環境イベント等でもフードドライブ活動を実施しており、家庭からの食品ロス削減と同時に地域の社会福祉支援活動につながっています。



- | | | |
|-----------------------|----------|--------|
| ・令和6年度ファミマフードドライブ実績 | 集まった食品 | 約130kg |
| | 回収を行った回数 | 113回 |
| ・令和6年度ゆめタウン呉フードドライブ実績 | 集まった食品 | 約390kg |
| | 回収を行った回数 | 31回 |

③プラスチックごみの削減

○プラスチック資源の再商品化

令和5年度に実施した実証事業の結果により、排出されるプラスチックの種類や量を把握することができたことから、令和8年度以降、本市全域で分別収集の早期実現を図るべく、より具体的なプラスチック資源の再商品化について民間事業者の活用の可能性を調査するため、令和6年7月にサウンディング型市場調査を実施しました。

また、本市におけるプラスチック資源の再商品化を実現するため、プラスチック資源の再商品化等業務の優先交渉事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、本市にとって最も優れていると考えられる提案を行った事業者を優先交渉事業者として選定しました。

これにより、本市と優先交渉事業者は連携協定を締結し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条の規程に基づき、プラスチック資源の再商品化の実現に向けて連携して事業を推進します。

○バイオマス^{*18}プラスチックの導入

地球温暖化の防止に向けた温室効果ガス排出量の削減及び環境意識の向上を図るため、令和5年4月からバイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋を導入しました。また、令和7年4月から製造する指定ごみ袋のバイオマス配合率を10%以上から25%以上に変更する内容で契約しました。

配合率を変更したことにより、更なる温室効果ガス排出量を削減することができます。

バイオマスプラスチック配合率25%の場合：CO₂削減効果（年間）約149.3kg-CO₂

④産業廃棄物の排出抑制

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）を多量に排出する事業場には、廃棄物の減量及び適正処理に関する計画の作成並びに実施状況の報告が法令等で義務付けられています。

該当する市内の事業場は、呉市長に毎年度、これらの報告を行う必要があります。

本市は、提出された廃棄物の減量や適正処理に関する計画と実施状況の報告を、呉市ホームページに

て公表しました。

この制度では、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化や適正処理への取組が促進されることが期待できます。

該当事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が500 t以上
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物発生量の推移

年度	事業者（計画書提出者）数	発生量(万 t)	目標再生利用量(万 t)
R 4	4 6	5 1	1 9
R 5	4 5	5 2	1 7
R 6	4 5	5 3	2 4

参照：呉市環境政策課ホームページ→廃棄物・リサイクル→多量排出事業者の産業廃棄物処理計

画書等の公表

[呉市 環境政策課](#)

[検索](#)

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/>)



4-2 廃棄物の適正処理

①安定的な廃棄物の処理

エコ・グローブくれ（呉市一般廃棄物最終処分場）の埋立量や水処理状況を公開し、適正で安全な維持管理に努めました。

全受入量：85,343 t（令和7年3月末現在）

参照：株式会社エコロジーくれホームページ

[エコロジーくれ](#)

[検索](#)

(<http://www.ecology-kure.com/>)



クリーンセンターくれ（呉市一般廃棄物焼却処理施設）の焼却量や排ガスの測定結果を公開し、適正で安全な維持管理に努めました。

可燃ごみ焼却量：64,588 t（令和7年3月末現在）

参照：呉市環境施設課ホームページ

[呉市環境施設課](#)

[検索](#)

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/20/>)



②事業ごみの適正処理

排出事業者及び廃棄物処理業者への立入り、監視、指導等を実施しました。

本市ごみ処理施設での搬入検査	クリーンセンターくれへ搬入される収集運搬車の展開検査を実施しました。
廃棄物処理業者への立入り	廃棄物処理業者の許可更新時等に、立入検査を実施しました。

③海洋ごみ対策

○海洋プラスチックごみ問題

海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題となっている中、広島県が瀬戸内エリアでの先頭に立ってこの問題の課題解決に向けて実効的な対策を強化し、県民及び事業者の皆様と一緒に取組を進められるよう、海洋プラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、宣言（目指す姿）の実現に向けての必要な取組を検討、展開するため、企業・団体等を参画メンバーとするGSHIP（146団体参加：令和7年10月現在）が、令和3年6月23日に設立され、本市も参加しました。

GSHIPは、地方における新しい官民連携組織体として設立するものであり、企業や関係団体、行政等の幅広い関係主体が連携・協働することで、海洋プラスチックごみに係る課題解決に向けた取組を検討、実施しています。

参照：GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム

GSHIP 広島県 (<https://gship.jp/>)



④不法投棄・ポイ捨て及び野焼き対策

○不法投棄対策

不法投棄の抑止効果と早期発見を目的に、不法投棄が頻繁に行われる場所を中心にパトロールを実施しました。

◇廃棄物不法投棄防止巡回パトロール回数

年度	回数（注）
R 4	2 2 5
R 5	2 5 3
R 6	2 4 4

（注）会計年度任用職員による定期パトロール及び随時パトロール回数

◇不法投棄の調査件数・回収量

年度	調査件数	業者回収件数	業者回収量（t）
R 4	5 4 4	6	0. 3 3
R 5	6 3 1	7	0. 5 3
R 6	5 8 6	8	0. 6 9

不法投棄されたごみの回収

不法投棄されたごみのうち、職員での回収が困難なものについて、業者委託により回収作業を実施しています。特に山間部で大きなごみを捨てられるケースが多く、谷底へ向けて捨てられるため、回収に多くの時間と費用を要しています。

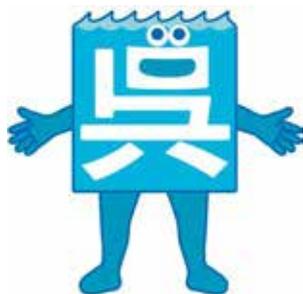
将来の世代に向けて、美しい呉を残していくためにも、一人一人が自然を大切に、ごみを適切に処理することが大切です。

【回収前】



【回収後】





山にごみを捨てないでクレ!!

【回収されたごみ】



◇不法投棄防止監視カメラ設置

不法投棄防止対策のため、監視カメラを設置し、設置場所において不法投棄が発生した場合は警察と連携して対応しています。

令和6年度も、前年同様、設置場所において不法投棄等の行為は確認されませんでした。



モニター



監視カメラ

○野焼き対策

野焼きによる迷惑の防止を図るため、市内全域で啓発ちらしの自治会回覧を行いました。

また、野焼きの抑止効果と早期発見を目的に、野焼きの通報への対応及びパトロールを実施しました。

通報件数・パトロールの延べ件数

年度	通報	パトロール	合計
R 4	5 4	7 2	1 2 6
R 5	5 0	7 8	1 2 8
R 6	4 5	9 2	1 3 7



野焼きの様子

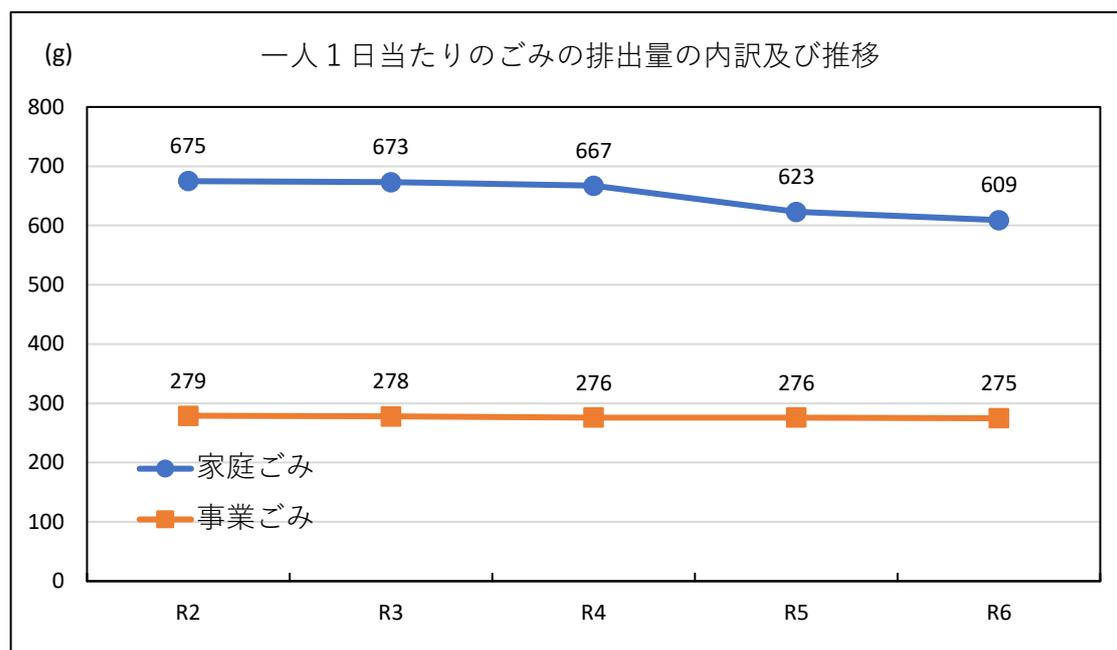
【目標達成状況】

指標項目	目 標		令和6年度	掲 載 ページ
	年度	数値		
ごみ総排出量	R13	63,745t (注1)	65,234t	-
一人1日あたりのごみ排出量		925g/人・日 (注1)	884g/人・日	
一般廃棄物のリサイクル率		15.0% (注1)	13.5%	
一般廃棄物の最終処分量		5,865t (注1)	6,456t	
最終処分率		9.2% (注1)	9.9%	
生活排水処理率		93.0% (注1)	91.4%	
指定ごみ袋のバイオマス ^{※18} 配合率		25%	25%	
不法投棄回収量	—	— (注2)	0.69t	45, 46
野焼き苦情件数	—	— (注2)	45 件	46
電子マニフェスト ^{※15} 加入率	R14	70%	57%	-

(注1) 「呉市一般廃棄物処理基本計画」における目標年度，目標値と同値です。

(注2) 目標年度，目標値の設定は行わず，状態監視を目的に毎年度状況を把握します。

現状・課題・今後の方針など



一人1日当たりのごみの排出量の状況について、排出形態別に見ると、事業ごみはおおむね横ばいで推移していますが、家庭ごみは前年度に比べ減少しています。具体的な統計データはありませんが、令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が増える傾向にあったこと等により、自宅の片付けごみ等を含め、例年と比べ排出量が多めとなっていたところ、令和5年度以降、平時の生活に戻り、排出量が減少したものと考えられます。

引き続き、食品ロスの削減や紙類等の分別の徹底など、ごみの減量化に係る取組を推進していきます。

5 持続可能な社会の基盤づくり



5-1 環境教育・学習の推進

①環境教育・学習の推進

環境政策を進める上で、市民や事業者の理解と協力が不可欠なことから、環境教育・学習を推進しています。

○出前環境講座の開催

市職員やくれ環境市民の会の会員が小中学校等に出向いて、児童・生徒が地球温暖化、ごみ、自然等の環境問題について、体験的に学習する機会を提供しました。

出前環境講座参加人数

年度	参加人数	回数	テーマ（回数の内訳）
R 4	1 6 3	7	食品ロスをなくそう（3）環境にやさしく暮らそう（1）今知って欲しい！ごみを出すとき・出した時（1）社会学習（2）
R 5	4 0 4	1 4	環境にやさしく暮らそう（2）ごみ収集車派遣（2）地球環境、省エネ、食ロスなど（1）エコクッキング（2）ごみのゆくえ（1）ごみ出しワンポイント（1）社会学習（5）
R 6	2 2 6	7	環境にやさしく暮らそう（1）ごみ収集車派遣（4）地球環境、省エネ、食ロスなど（1）エコクッキング（1）

○一般廃棄物処理施設見学

焼却・破砕施設のクリーンセンターくれで、市内の小中学校4年生等を対象に、施設の概要と「ごみの分別」の大切さを説明しています。

令和6年度見学者数：7団体、331人

また、最終処分場のエコ・グローブくれでも、一般を対象に、施設の概要と「ごみの減量化」の大切さを説明しています。

令和6年度見学者数：1団体、1人



クリーンセンターくれ

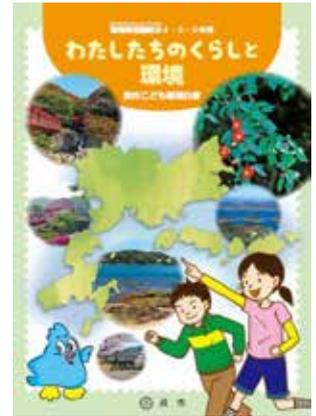


エコ・グローブくれ

②学校教育での取組

○学校教育での取組

環境に関する豊かな感受性をもち、環境問題に対して的確な判断と意思決定ができる児童生徒を育成するため、環境教育の推進を図りました。



◇呉市こども環境白書の更新・配付

小学校4・5・6年用の環境教育副読本である呉市こども環境白書「わたしたちのくらしと環境」を、全小学校4年生に配付しました。

令和6年度実績：配付数1,704冊

◇令和6年度の「総合的な学習の時間」における環境を課題とした学習の取組実績

- ・リサイクル、米や野菜づくりなどの栽培活動、地球環境問題、省エネルギー、緑のカーテンエコ活動、希少生物の保護及び地球の環境調査
- ・三坂地小学校：コスモスの植栽、環境保全活動の実施
- ・安浦小学校：学校周辺の清掃活動、食品ロスを削減するための調査活動
- ・長迫小学校：環境保全や省エネルギーの取組、「緑のカーテン大作戦」の実施
- ・宮原小学校：環境保全のための清掃活動や生物調査等、多くの学校で取組を実施

◇令和6年度の「特別活動」における環境に関する活動実績

- ・小中合同地域清掃、海浜清掃、クリーン活動等

◇各教科等での環境保全に関する授業の取組実績

社 会	日本の諸地域（環境問題、環境保全）
理 科	自然環境の保全と科学技術の利用
技術・家庭	生活や産業の中で利用されている技術
家 庭	環境に配慮した生活の工夫
図 画 工 作	身近な材料や場所等をもとに造形遊びをする活動

③環境保全の啓発

○水源環境保全の広報

安全・安心な水道水の供給と、下水道の普及促進のための啓発とPR活動を行いました。

◇訪問授業

小学校4年生が授業で「水道」について学習するのに合わせ、市内の小学校4年生を対象に職員が訪問授業を行いました。

実施学校：長迫小学校ほか1校



訪問授業の様子

◇水道施設見学

令和6年度は、宮原浄水場で随時実施しました。

見学者数：延べ5団体、159人



宮原浄水場

◇下水道施設見学

令和6年度は、新宮浄化センターで随時実施しました。

見学者数：1団体、40人



新宮浄化センター

◇水道パネル展

期 間：令和6年5月31日（金）
～ 6月7日（金）

場 所：市役所1階多目的室

展 示：安全・安心な水道水の供給についての広報活動



水道パネル展

◇下水道パネル展

期 間：令和6年9月9日（月）
～ 9月17日（火）

場 所：市役所1階多目的室

展 示：下水道の普及促進についての広報活動



下水道パネル展

④他団体主催イベントでの体験学習の開催

環境への意識を高めてもらうため、ごみ減量化とリサイクル推進の取組として、分別体験や収集体験とごみ収集車の乗車体験を行いました。

○「広子ども祭り」 広まちづくり推進協議会主催

開 催 日：令和6年5月19日（日）

体験者数：約300人



ごみ分別体験の様子

○「くれエコフェスタ2024」 くれ環境市民の会主催

開催日：令和6年9月28日（土）

体験者数：約500人



ごみ収集体験の様子

○「身障センターまつり」 呉市身体障害者福祉協会主催

開催日：令和6年10月19日（土）

体験者数：約50人

※屋内での開催のため、スクリーンを見ながら分別や、すこやかサポートの説明をし、最後に「減量化・リサイクル」の歌を参加者と一緒に歌いました。



講義の様子

○「呉商フェスタ」 呉商業高等学校主催

開催日：令和6年11月31日（土）・12月1日（日）

体験者数：約800人（2日間）



ごみ収集車乗車体験の様子

○「KURE 未来 FESTA」 呉未来塾主催

開催日：令和7年3月9日（日）

体験者数：約400人



ごみ分別体験の様子

5-2 環境情報の提供

① 正確な情報の提供・共有

○呉市環境調査報告書

化学物質やその他環境リスクに対する市民の不安に適切に対応し、市民・事業者・市役所の全ての者が共有しつつ相互に意思疎通を図るため、令和7年1月に呉市環境調査報告書を作成し呉市ホームページ等で情報を公開しました。

○ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の普及・啓発

市民の皆さんにごみ減量化への意識やごみ出しへの利便性の向上、違反ごみの減少や市民への情報発信の容易化を目的とし、アプリのダウンロードや操作方法の説明を、1団体（25人参加）に出前トークを実施しました。

・令和6年度末でのダウンロード数：6,832件



②環境関連行事の開催

本市や本市が事務局をしているくれ環境市民の会の主催で、講演会、パネル展、環境啓発イベントを実施しました。

○環境を考える講演会

SDGsをテーマに、毎年くれ環境市民の会の総会後に開催しています。受講者の方々とともに環境問題を理解し、それぞれの立場で具体的に行動することを目指します。

開催日：令和6年5月23日（木）

場 所：くれ協働センター会議室

演 題：「竹福商連携による竹の資源化モデルの開発と実践 ～鹿児島県大崎町での実証～
「リサイクルの町から世界の未来を作る町へ」

講 師：慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 非常勤研究員 田中 力 氏
鹿児島県大崎町職員（当時） 中野 伸一 氏



講演会の様子



○環境パネル展

期 間：令和6年6月4日（火）～10日（月）

場 所：市役所1階多目的室

展 示：地球温暖化防止、食品ロスの削減、有害ごみ・危険ごみの適切な出し方、PM2.5^{※29}啓発パネル、ゴーヤの苗を配布、フードドライブ、プチプチ回収、ナウマンゾウの化石の展示等



環境パネル展の様子

○環境啓発イベント「くれエコフェスタ2024」(体験型の環境イベント)

各出展団体の環境保全に関する取組を発信しました。イベントを通じて、来場者に、楽しみながら、環境に対する意識を持ってもらうことを目的としています。

◇概要

開催日：令和6年9月28日(土)

場所：IHIアリーナ呉(呉市体育館)

出展団体数：27団体

来場者数：約4,000人



開会式の様子



ブースの様子



屋内会場の様子



屋外会場の様子

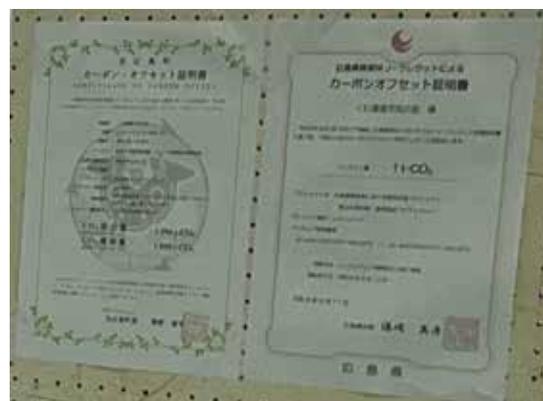
◇カーボン・オフセットの取組

くれエコフェスタの来場者が自家用車で来られる場合、ガソリン等の燃料を使用するため、二酸化炭素を排出していることとなりますが、他の場所で実施された二酸化炭素の削減や吸収取組によりマイナスとなる量を購入する(カーボン・オフセット)ことによって、くれエコフェスタにおける排出量を実質ゼロにしました。

令和6年度実績

排出量：1,594 t-CO₂

取得量：2 t-CO₂



北広島町もくもくクレジット、広島県営林
カーボン・オフセット証明書

③ホームページの活用

呉市環境部ホームページの内容の充実を図っています。

参照：呉市ホームページ→暮らし情報→組織でさがす→環境部

呉市 環境部

検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/12.html>)



5-3 市民協働による取組

①ボランティア活動団体との連携

○くれ環境市民の会

環境政策課内に、くれ環境市民の会の事務局を置いて、環境保全活動団体（15団体：令和7年9月末現在）との連携を行っています。

令和6年度も、ひろしま自然の会と連携し、市内での自然観察会を行いました。

灰ヶ峰公園では年5回、自然観察会を実施したほか、灰ヶ峰の鳥類や植物、希少生物であるアサギマダラ（蝶）など昆虫の生息調査を行いました。

二河公園では年9回、樹名板作りや巣箱作りなど様々な自然体験活動を行いました。



黒瀬川でバードウォッチング



蔵本通り自然観察会の様子



灰ヶ峰公園でアサギマダラの調査

○呉市消費者協議会

呉市市民相談室内に、呉市消費者協議会の事務局を置いて、消費者啓発の活動を行っています。

呉市消費者協議会の中に楽市実行委員会を設けて、5月19日（日）、10月20日（日）に蔵本通り「芸術の広場・集いの広場」において、フリーマーケット「呉の楽市」を開催しました。

家庭に眠っている不用品の有効活用を図り、物を大切にする「もったいない」の心を養うと共に、ごみの減量化にも寄与しています。



呉の楽市の様子

②地域リーダーの養成

環境美化に関して、リサイクル推進員を中心に自治会等との協働により実施しています。連携の強化を図るため、ごみステーションでの早期啓発活動や分別の促進などを行っています。

5-4 環境産業の振興

①既設団体・施設等の活用による環境産業の起業促進

本市では、環境産業による新たな事業展開や販路拡大等を目指す事業者に対して創業支援を行う（公財）くれ産業振興センターへの支援を行いました。

（公財）くれ産業振興センターでは、創業まもない事業者（起業家）や新分野へ新事業展開をしようとする事業者（第2創業等）に対して、呉サポート・コア，呉ジャンプ・コアへの入居，産学連携スタート補助事業など様々な支援を行いました。

参照：（公財）くれ産業振興センター
(<http://kuressc.or.jp/>)



○環境産業の状況

参照：環境省→環境経済産業ポータルサイト→環境産業

(https://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/)



◇「令和6年度環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」の主な結果

環境省が環境産業をマクロ的視点から実態を把握するため、毎年試算しています。令和6年度の報告書では、令和5年度の推計結果をまとめています。

- ・国内の市場規模は前年度比5.9%増加、全産業に占める環境産業の市場規模も増加傾向にあり、環境産業が与える影響は大きい。
- ・国内の雇用規模は、約292.2万人。前年比0.3%減少している。
- ・輸出入額は、どちらも前年度比で増加し、平成12年度から輸出額は約13.3倍、輸入額は約10.4倍増加している。
- ・付加価値額は、前年比約3.2%増加している。
- ・経済波及効果の推定は、約250.7兆円で、前年度比約8.6%増加している。

○呉市中小企業・小規模企業振興会議による普及・啓発

本市は、令和元年に施行した呉市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業等から広く意見を聴くため「中小企業・小規模企業振興会議」を組織し、令和4・5年度から「脱炭素経営」をテーマに、有識者、経済団体、支援機関、金融機関等が連携し議論を進め、脱炭素経営の普及・啓発とともに、中小企業・小規模企業の脱炭素経営を支援しています。



②優良事例の情報発信

環境白書を通じて、優良事例を紹介しています。

呉市企業太陽光発電設備導入補助金の導入事例

呉市では令和5年度から、産業分野における脱炭素化を推進するため、市内の事業所等に太陽光発電設備を設置する事業者に対し、設置設備の発電出力1kW当たり75,000円（最大3,000万円）の補助を行う「呉市企業太陽光発電設備導入補助金」を開始しました。

対象は以下のとおりです。

- ・市内の事業所等に、太陽光発電設備を設置する事業者
- ・市内事業者の事業所等に、太陽光設備を設置するPPA事業者やリース等事業者

※地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領の要件を満たすもの

参照：呉市ホームページ→商工振興課→呉市企業太陽光発電設備導入補助金

呉市 企業用太陽光 検索

(<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/kure-cn-shien003.html>)



令和6年度に呉市企業太陽光発電設備導入補助金を活用し、太陽光設備を導入された事業者を紹介します。

○株式会社ユーシン（ミネベアミツミグループ）

- ・導入した太陽光発電設備の出力：1,000kW
- ・自家消費率（見込み）：100%
- ・CO₂削減推計量：1,009.34 t-CO₂（注）
- ・太陽光パネル：3,586枚



○宗教法人 真光寺

- ・導入した太陽光発電設備の出力：19kW
- ・自家消費率（見込み）：60%
- ・CO₂削減推計量：12.8 t-CO₂（注）



（注）…補助対象設備の年間発電量（見込み）×中国電力の排出係数

【目標達成状況】

指標項目	目標		令和6年度	掲載ページ
	年度	数値		
出前環境講座に参加した市民の人数	—(注1)	H29年度の540人を維持(注2)	226人	48
くれエコフェスタへの参加人数		7,000人	約4,000人	53
呉市の総人口に占めるリサイクル推進員の割合		R3年度の0.9%を維持	約0.88% (1,748人)	54
呉市の総人口に占める公衆衛生推進委員の割合		R3年度の0.9%を維持	約0.82% (1,634人)	32～34
環境関連ボランティア団体登録数	—	—(注3)	16団体	54
環境部ホームページアクセス数	R14	30,000件/年	21,630件/年	54

(注1) 目標年度を定めずに、本基本計画の計画期間中、毎年度維持状況、達成状況を確認します。

(注2) 平成30年7月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成29年度の実績を目標値としています。

(注3) 目標年度、目標数値を定めずに、毎年度、団体登録数の状況把握を行います。

現状・課題・今後の方針など

出前環境講座の参加者は、前年度に比べて178人減少しました。

体験型環境啓発イベント「くれエコフェスタ2024」は、参加人数については前年同様約4,000人となり、目標には届きませんでした。引き続き積極的な広報を行い、楽しみながら環境を学べるイベントにしていきたいと考えています。

リサイクル推進員人数・公衆衛生推進委員人数については、前年度と比べて微減しました。

環境部ホームページアクセス数については、前年度と比べて減少しました。これは、令和5年度から省エネ家電買換促進補助金や住宅用太陽光発電設備等設置費補助金等の補助金が開始し、申請に関する情報を検索するため、前年度の環境政策課の閲覧件数が増加したことの反動によるものと考えられます。

今後とも、環境保全に関心が集まるような普及・啓発活動を推進していきます。

第3章 呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（第5期くれエコアクションプラン※8）実施結果

1 計画の概要

①計画の目的・位置付け

くれエコアクションプランとは、地球温暖化対策及び他の環境保全策について、市自らが率先して実践することを目的に策定する呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】のことで、第3次呉市環境基本計画の下位に位置し、【事務事業編】と【区域施策編】で呉市地球温暖化対策実行計画を構成しています。

②対象範囲

指定管理者施設を含んだ市の事務・事業全ての二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC^{※27}）の温室効果ガス4種類とします。

③計画期間・基準年度

計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間、基準年度は平成25年度とします。

④削減目標

温室効果ガス排出量	令和12年度までに基準(平成25)年度比50%以上削減 (100, 278t-CO ₂ → 50, 139t-CO ₂)	
個別 数値 目標	電気・燃料使用量	市全体で年平均1.5%以上削減
	施設	延べ面積当たりのエネルギー使用量を年平均1%以上削減
	事業	廃棄物処理（ごみ処理量）、下水道事業（終末処理量）、水道事業（配水量）について、電気使用量を年平均1%以上削減

⑤温室効果ガス排出削減のための取組

- 再生可能エネルギー^{※11}の活用
 - 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入
 - 廃棄物発電等の活用
- 建築物の省エネルギー化
- インフラの省エネルギー化
- 設備の導入やサービスの購入に当たっての取組
 - 電動車の導入
 - LED照明の導入
 - 環境配慮型電力の調達
- 庁内での取組の普及
 - 空調、換気に関する取組
 - 照明に関する取組
 - OA機器に関する取組
 - 公用車使用に関する取組
 - 給湯に関する取組
 - その他電力使用機器等に関する取組
 - その他の取組

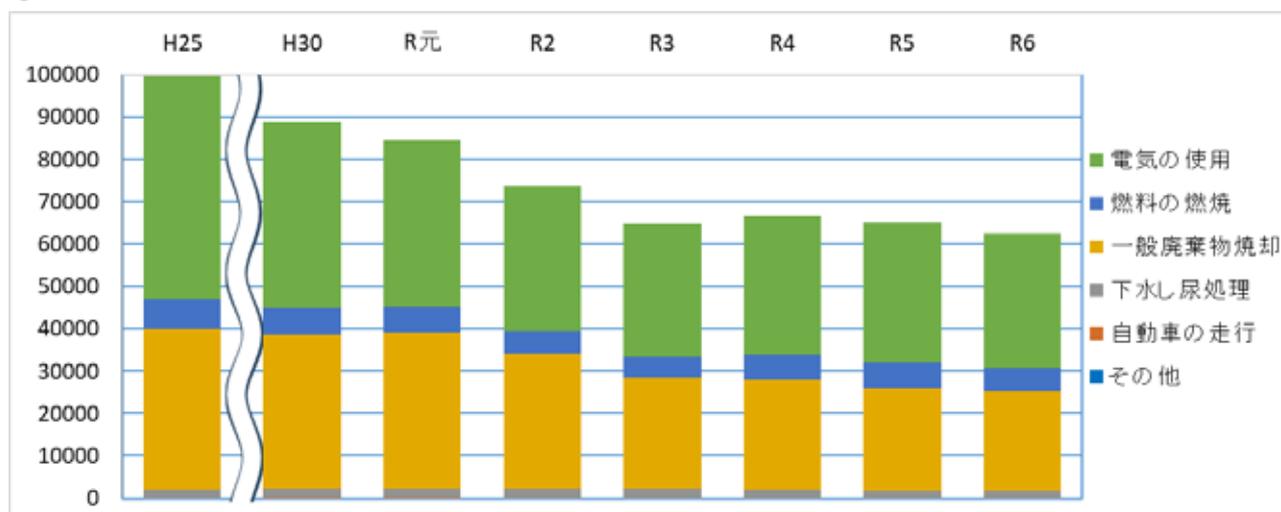
2 実施結果

①温室効果ガス排出量実績

年度	H25(基準)	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
排出量 (t-CO ₂)	100,278	89,027	84,437	73,684	64,740	66,560	65,120	62,386
増減率 (%)	—	△11.2	△15.8	△26.5	△35.4	△33.6	△35.1	△37.8

令和6年度の排出量は、港湾・漁港及び農林道照明施設のLED化や、グリーンピアせとうちの売却による電力使用量の減少などにより、基準（H25）年度比で37.8%減少しました。

②活動区別の温室効果ガス排出状況推移



活動	H25	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
電気の使用	53,199	44,205	39,110	34,306	31,271	32,489	32,967	31,606
燃料の燃焼	7,027	6,243	6,131	5,103	5,029	6,168	6,093	5,386
一般廃棄物焼却	37,964	36,375	37,021	32,062	26,221	26,001	24,200	23,535
下水し尿処理	2,058	2,150	2,120	2,171	2,178	1,873	1,835	1,832
自動車の走行	17	48	49	35	34	21	20	20
その他	6	6	6	7	7	8	6	6

③令和6年度発生源別の温室効果ガス排出量

活動	活動区分	活動量実績	単位	温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(t-CO ₂) (注1)		
					小計	合計(注2)	
電気の使用	電気の使用(買電)	61,837	MWh	CO ₂	31,606	31,606	
燃料の燃焼	ガソリン	200	kℓ		465	5,386	
	灯油	689	kℓ		1,715		
	軽油	108	kℓ		279		
	A重油	181	kℓ		490		
	プロパンガス(LPG)	63	千m ³		374		
	都市ガス(CNGを含む)	955	千m ³		2,063		
一般廃棄物焼却	廃プラスチック類	8,251	t		CH ₄ N ₂ O	22,574	23,535
	一般廃棄物(注3)	56,795	t	961			
下水し尿処理	終末処理	22,981	千m ³	1,601		1,832	
	し尿処理	14	千m ³	17			
	浄化槽処理	9,921	人	214			
自動車の走行(注4)	ガソリン	1,960	千km	15		20	
	軽油	441	千km	3			
	CNG	104	千km	2			
その他	HFC(封入カーエアコン台数)	438	台	HFC ^{※27}		6	6
合計(注2)						62,386	

- (注1) 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(令和6年4月 環境省)に基づいて算定しました。
(注2) 端数処理のため合計が一致しない場合があります。
(注3) 廃プラスチックを除く一般廃棄物の焼却によるCO₂の排出量については、算定しないことになっています。
(注4) 自動車の走行によるCO₂排出量は、燃料の燃焼によるCO₂排出量に含まれています。

④個別数値目標

区 分	単位	年度								年平均増減率 (注1)	達成状況 (注2)	
		H25	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6			
電気使用量(市全体)(注3)	MWh	73,525	68,660	68,098	66,421	64,152	65,048	62,985	55,962	△3.0%	○	
燃料使用量 (市全体)	ガソリン	252	254	217	196	215	236	204	200	△2.5%	○	
	灯油	785	685	608	625	643	501	697	689	△1.4%	△	
	軽油	161	134	123	150	112	102	108	108	△4.3%	○	
	A重油	687	535	458	295	327	508	367	180	△13.8%	○	
	プロパンガス(LPG)	千m ³	107	74	107	72	59	129	137	63	△5.7%	○
	都市ガス(CNG含む)	千m ³	727	792	887	650	651	906	830	955	3.1%	×
施設 延べ床面積当 たりのエネル ギー使用量 (二酸化炭素排 出量が年約 150t以上)	1 本庁舎	MJ/m ²	877	821	819	823	812	829	806	840	△0.5%	△
	2 阿賀市民センター	1,446	1,508	1,548	764	678	763	791	859	△5.6%	○	
	3 広市民センター	1,074	1,083	1,021	718	632	1,182	1,171	1,077	0.0%	△	
	4 昭和市民センター	1,266	1,181	1,045	1,052	893	1,076	1,068	859	△4.2%	○	
	5 音戸市民センター	645	657	661	706	642	630	667	591	△1.0%	○	
	6 川尻まちづくりセンター	498	508	496	459	294	422	395	468	△0.7%	△	
	7 安浦まちづくりセンター	1,244	1,241	893	759	749	747	753	494	△9.8%	○	
	8 呉信用金庫ホール(文化ホール)	697	755	1,105	548	678	768	808	836	2.0%	×	
	9 美術館	1,360	1,480	1,602	1,481	1,616	1,869	1,499	1,549	1.5%	×	
	10 つばき会館	870	956	877	797	899	835	776	828	△0.5%	△	
	11 IHIアリーナ呉(呉市体育館)	413	174	383	344	344	360	388	437	0.6%	×	
	12 シンヨーオークアリーナ(呉市総合体育館)	949	949	878	673	674	859	889	915	△0.4%	△	
	13 市営温水プール	3,686	4,072	3,984	3,135	3,155	3,788	3,773	3,790	0.3%	×	
	14 川尻温水プール	2,676	2,349	2,210	2,358	2,255	1,861	2,273	1,668	△5.1%	○	
	15 くらはし温水プール	6,183	6,031	5,270	5,333	5,230	6,615	6,197	5,702	△0.9%	△	
	16 中央図書館	894	589	577	606	560	480	464	508	△6.1%	○	
	17 呉市福祉会館	645	692	662	702	691	627	571	586	△1.1%	○	
	18 呉市総合ケアセンターさざなみ	1,436	1,320	1,245	1,200	1,309	1,480	1,282	1,198	△2.0%	○	
	19 みはらし荘	1,503	1,229	1,188	597	1,250	1,382	1,327	1,396	△0.8%	△	
	20 すこやかセンターくれ	1,168	1,068	936	997	708	974	716	902	△2.8%	○	
	21 公立下蒲刈病院	1,840	1,754	1,712	1,713	1,764	1,702	1,736	1,743	△0.6%	△	
	22 きんろうプラザ	1,554	812	786	689	787	849	757	795	△7.2%	○	
	23 国民宿舎野呂高原ロッジ	1,772	1,517	1,663	1,206	1,551	1,264	1,215	1,205	△4.2%	○	
	24 おんど観光文化会館うずしお	1,393	1,063	1,130	972	873	1,067	1,035	941	△4.3%	○	
	25 くらはし桂浜温泉館	3,441	2,921	2,667	2,389	2,536	1,814	2,170	2,049	△5.6%	○	
	26 かまがり温泉やすらぎの館	4,323	3,701	4,270	1,834	2,916	2,952	3,137	3,114	△3.6%	○	
	27 グリーンピアせとうち(注5)	2,219	1,780	1,129	675	830	1,287	1,186	-	-	-	
	28 呉中央棧橋ターミナル	2,369	2,168	2,296	1,565	1,375	2,773	2,957	2,083	△1.4%	○	
	29 海事歴史科学館(大和ミュージアム)	1,656	1,269	1,412	1,211	1,120	1,460	1,420	1,427	△1.6%	○	
	30 グリーンヒル郷原	1,113	1,135	1,045	565	656	579	857	884	△2.5%	○	
	31 中央公園	8,490	9,314	9,414	9,120	9,192	6,434	4,935	4,179	△7.6%	○	
	32 呉ポートピアパーク	780	655	687	586	619	433	621	485	△5.1%	○	
	33 消防局・西消防署	2,226	2,133	2,054	1,076	1,120	1,109	1,089	1,167	△6.9%	○	
	34 阿賀小学校	267	378	633	522	567	542	524	507	7.4%	×	
	35 川尻小学校	363	318	326	338	362	332	354	368	0.1%	×	
	36 音戸学校給食共同調理場	4,288	4,817	4,522	5,087	5,135	4,874	4,785	5,070	1.9%	×	
	37 呉高等学校	356	346	342	305	310	366	357	369	0.4%	×	
事業 電気使用量 (原単位)	廃棄物処理業(クリーンセンター) ごみ処理(破碎・焼却)量1t当たり(注4)	kWh/t	372	343	332	352	350	365	380	393	0.6%	×
		内部使用	△ 4.3	△ 32.7	△ 47.1	△ 29.8	△ 28.6	△ 22.2	△ 8.1	9.1		
		外部使用										
	下水道事業(終末処理1千m ³ 当たり)	kWh/千m ³	674	740	701	694	683	746	733	744	1.1%	×
水道事業(浄配水1千m ³ 当たり)	kWh/千m ³	164	172	160	157	150	161	169	179	1.0%	×	

(注1) 年平均増減率 = $-1 \times \{1 - (R6 \text{の数値} / H25 \text{の数値})^{(1/10)}\}$

(注2) 年平均増減率の達成状況の基準: -1.5% (施設及び事業電気使用量は -1.0%)以下=○, 0% 以下 -1.5% (施設及び事業電気使用量は -1.0%)未満=△, 0% より大きい=×

(注3) 電気使用量は太陽光発電の自家消費分を含むため、温室効果ガス算定のための数値と異なります。

(注4) 内部使用は、自家消費（ごみ発電から供給）分を含めて算出し、外部使用は、外部から供給された（買電）電力量から外部に供給した（売電）電力を控除して算出しました。

(注5) 令和5年度末で施設を売却しました。

「電気・燃料使用量」の「市全体で年平均1.5%以上削減」という目標については、都市ガスが増加し、目標を達成できませんでした。

「施設」の「延べ面積（1㎡）当たりのエネルギー使用量を年平均1%以上削減」という目標については、二酸化炭素排出量が年約150t以上の36施設のうち、年平均削減率が1%以上は20施設、0%以上1%未満は8施設、0%未満（増加）は8施設という結果でした。

なお、年平均削減率が大きい施設は、消防局・西消防署が令和5年度に新庁舎の建設した以降減少となり、6.9%の減、逆に年平均増加率が大きい施設は、阿賀小学校が令和元年度に教室等に空調設備を導入したため、それ以降増加となり7.4%の増となりました。

「事業電気使用量」の「廃棄物処理（ごみ処理量）、下水道事業（終末処理量）、水道事業（配水量）についての電気使用量を年平均1%以上削減」という目標については、廃棄物処理（内部使用）は0.6%の増、下水道は1.1%の増、水道は1.0%の増という結果でした。

3 温室効果ガス排出削減のための取組

①再生可能エネルギー^{※11}の活用

○太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用

設置年度	施設名	出力(kW)	年間発電量 (注1)(MWh)	CO ₂ 削減量 (注2)(t-CO ₂)
H9	呉中央中学校	30	0(注3)	0
H10	呉中央棧橋ターミナル	20	0(注3)	0
H11	阿賀小学校	30	0(注3)	0
H13	オークアリーナ	20	21	11
	川尻小学校	3	0(注3)	0
H14	郷原市民センター	20	0(注3)	0
H17	大和ミュージアム	20	21	11
H19	広市民センター	20	21	11
H21	クリーンセンターくれ	20	21	9
H24	天応市民センター	30	32	17
H26	狩留賀出張所(注4)	25	26	14
H27	市役所本庁舎	30	32	13
	エコ・グローブくれ	3	3	2
	郷原小学校(注4)	22	23	12
	白岳中学校(注4)	45	47	24
	吉浦中学校(注4)	47	49	25
	蒲刈学校給食共同調理場(注4)	12	13	7
	広市民センター(注4)	30	32	17
	大浦崎アパート(注4)	10	11	6
	豊浜市民センター(注4)	59	62	32
	豊市民センター(注4)	19	20	10
R元	消防局・西消防署	4	4	2
合 計		519	438	223

(注1) 出力に1,050時間に乗じた推計値

(注2) 年間発電量に各施設の電力供給者の令和5年度二酸化炭素排出係数を乗じて算出しています。

(注3) 故障のため、年間発電量・CO₂削減量はありません。

(注4) 民間事業者に貸し出しています。

◇太陽光発電等の再生可能エネルギー^{*11} 発電設備の導入

市が保有する公共施設への太陽光発電設備の導入について、令和5年度に約600施設を対象に導入可能性調査を行い、可能性の高い59施設を抽出した後、「サウンディング型市場調査」により導入手法等について民間からの提案を受けました。

令和6年度は、これらの成果を基に導入の手法、効果、必要な予算等について検討を始め、施設の大規模改修や建設に併せた導入が具体的に進められています。

例：東消防署川尻出張所・川尻分団車庫建設

二川・吉浦・川尻まちづくりセンター大規模改修

○氷蓄熱システム^{*9}

平成16年度 下蒲刈複合福祉施設

平成17年度 大和ミュージアム

○廃棄物発電等の活用

◇クリーンセンターくれでのごみ焼却熱の利用

令和6年度は、電気を24,759MWh発電し、このうち、2,126MWhを電力会社に売却しました。

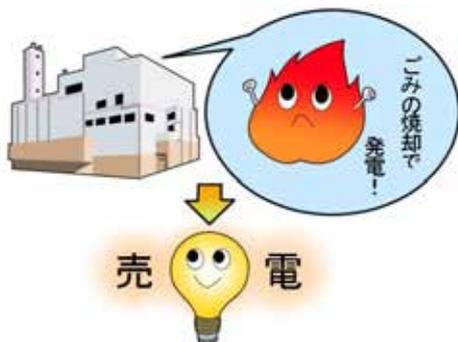
発電しない場合と比べると、9,260t-CO₂の二酸化炭素を削減したことになります。

(令和6年度排出係数の0.374kg/kWhで算出)。

ごみの中の「生ごみ」等を燃やして発電することを、バイオマス^{*18}発電といいます。

(MWh)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
発電電力量	28,167	28,161	27,000	25,479	24,739
発電電力量 うちバイオマス発電量	13,441	13,675	12,268	12,664	12,488
売電量	3,566	4,166	3,489	2,813	2,126
売電量 うちバイオマス売電量	1,710	2,046	1,556	1,438	1,053



バイオマス発電は、二酸化炭素を減らすことにはなりますが、燃やしてできた灰などの処分をしなければなりません。

また、ごみの中の「プラスチック類」を燃やすと二酸化炭素が大気中に増えます。

そのため、できるだけ「ごみ」の量を少なくし、特に「プラスチック類」をできるだけ減らし、資源化することが重要です。

②設備の導入やサービスの購入に当たっての取組

○電動車の導入

◇低公害車等の使用台数（各年度末時点。軽自動車含む。）

種別		R 4	R 5	R 6
低公害車（注1）	圧縮天然ガス（CNG）自動車	14	10	9
	電気自動車	1	12	42
	ハイブリッド自動車	5	5	4
	低燃費かつ低排出ガス認定車（注3）	93	108	84
	次世代低公害車（燃料電池自動車）	0	0	0
その他環境配慮車（注2）	ディーゼル自動車	44	66	31

（注1）「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車です。

（注2）「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものです。

（注3）「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことです。

参照：[広島県 自動車使用合理化実施状況報告書](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/jidousyagourikakeikakukokyo.html)

検索



(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/jidousyagourikakeikakukokyo.html>)

◇令和6年度公用車走行実績による環境性能比較表

車種	台数	A: 走行距離 (千km)	エネルギー使用量				CO2排出係数			環境性能	
			燃料		電力		ガソリン・ 軽油 (kg-CO2 /L)	CNG (kg-CO2 /m ³)	電気 (kg-CO2 /kWh) (注2)	エネル ギー 使用量 (MJ/km)	CO2 排出量 (kg-CO2 /km)
			B: ガソリン 又は 軽油 消費量 (kL)	C:CNG 消費量 (千m ³)	D: 総充電量 (千kWh)	E: 総消費 電力量= D/0.88 (千kWh) (注1)					
ガソリン	普通小型乗用(定員10名以下)	43	241.1	18.3	/	/	2.29	/	/	2.6	0.174
	軽乗用車	23	107.1	5.9	/	/		/	/	1.9	0.126
	普通貨物	1	4.5	0.5	/	/		/	/	3.8	0.254
	小型貨物	10	57.5	4.9	/	/		/	/	3.0	0.196
	軽貨物	206	1,236.1	97.4	/	/		/	/	2.7	0.180
	特殊用途車(注3)	173	309.5	63.1	/	/		/	/	7.1	0.467
	ハイブリッド	5	63.1	2.6	-	-		/	/	1.4	0.094
ディーゼル	普通小型乗用(定員10名以下)	2	14.7	1.6	/	/	2.62	/	/	4.1	0.285
	乗用車(定員11名以上)	2	10.3	2.0	/	/		/	/	7.3	0.509
	普通貨物	10	54.0	5.3	/	/		/	/	3.7	0.257
	小型貨物	9	16.9	2.2	/	/		/	/	4.9	0.341
	特殊用途車(注4)	62	345.1	69.4	/	/		/	/	7.6	0.527
EV	普通貨物	1	0.7	/	-	-	/	/	0.42	-	-
	軽乗用車	10	42.5	/	-	-	/	/	-	-	
CNG	特殊用途車(注5)	9	101.3	/	25.5	/	1.96	/	/	11.0	0.493
	普通貨物	1	2.5	/	0.4	/		/	/	7.0	0.314

(注1) バッテリー充電効率は、0.88

(注2) 関西電力(株)の令和5年度二酸化炭素実排出係数

(注3) 救急車, 小型動力ポンプ付き積載車等

(注4) ごみ収集車, はしご付き消防自動車, 救助工作車, 消防ポンプ自動車等

(注5) ごみ収集車

参照: [環境省 次世代モビリティ 2019-2020](https://www.env.go.jp/air/2019.html)

検索



(<https://www.env.go.jp/air/2019.html>)

電動車等整備事業

呉市では令和6年度, 国の脱炭素化推進事業債を活用し, 公用車駐車場棟に6kW普通充電器134基と, 50kW急速充電器2基を設置しました。

これにより, 本庁舎の公用車を電動化する基盤を構築することができました。

今後, 出先機関への設置について, 検討していきます。

また, 当該事業債を活用し, 電気自動車(軽自動車)を30台購入しました。



普通充電器



急速充電器



充電中の様子

○LED照明の導入

◇令和6年度 照明のLED化施設一覧表

横路小学校給食施設	3 灯
焼山公園多目的広場照明設備改修工事	148 灯
天応学園長寿命化改良電気設備工事	264 灯
きんろうプラザ	151 灯
天応西条第2公園	9 灯
阿賀マリノ船溜まり	15 灯
蔵本駐車場	2 灯
呉駅西駐車場	17 灯
本通駐車場	4 灯
阿賀駅前駐車場	3 灯
広東分団（広白石4）詰所代替建物	11 灯
呉中央小学校給食施設	3 灯
荘山田小学校給食施設	5 灯
港湾・漁港照明施設	1,953 灯
農道・林道照明施設	214 灯

LED（「Light（光る）」、「Emitting（出す）」、「Diode（ダイオード）」）は、電気を流すと発光する半導体の一種で、ロウソク・電球・蛍光灯に続く、人類が手に入れた第4世代の灯りです。
寿命が長く、消費電力が非常に少ないのが特徴です。

港湾・漁港及び農林道照明施設LED化等ESCO事業

産業部港湾漁港課が所管する港湾・漁港照明及び農林土木課が所管する農道・林道（トンネルを含む）照明のLED化を推進するため、令和5年度において、現地調査、契約状況の確認、器具の設計等を実施し、令和6年度から順次照明のLED化及び付帯設備の更新を実施しています。

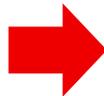
ESCO（エスコ）事業とはEnergy Service Company 事業の略称で、省エネルギー改修に掛かる経費を、改修後の光熱費の削減分で賄う事業のことをいいます。

今回産業部で実施するESCO事業は「設備更新型ESCO事業」となっており、照明のLED化とともに照明に係る付帯設備（照明柱等）の更新も実施します。

LED化を行うことで、環境面において温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量等が取替前より大幅に削減されます。また、電気料金などの維持管理費が削減され、その差額が市の利益となります。万が一、予定の利益が生じない時は、事業者が保証・負担することになっており、市が損失を伴うことがないのが、ESCO事業の特徴となっています。



従来の照明



LED照明



トンネル照明
LED化作業中

呉市内には 2,193 灯の港湾・漁港照明, 263 灯の農道・林道照明があり, その多くに水銀灯等の従来光源が使用されていましたが, LED化を行うことで消費電力が約 70%削減される見込みです。これを CO2 排出量に換算した場合, 年間約 450 トンの削減になります。

【港湾漁港課所管分】

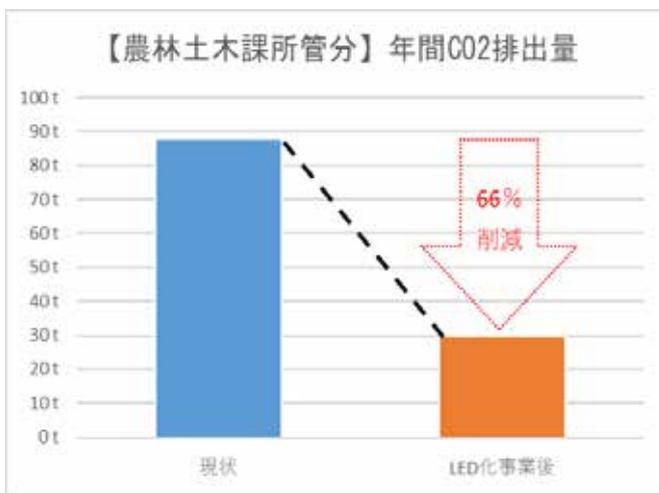
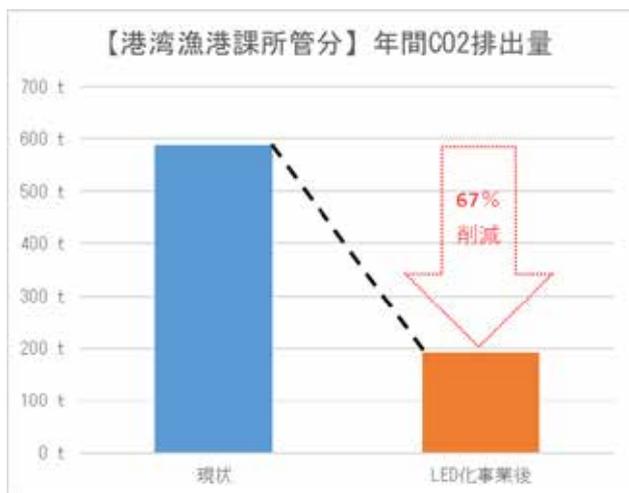
・CO2排出量削減効果:67%

	年間CO2排出量
現状	589 t
LED化事業後	192 t
年間削減量	397 t

【農林土木課所管分】

・CO2排出量削減効果:66%

	年間CO2排出量
現状	88 t
LED化事業後	30 t
年間削減量	58 t



○環境配慮型電力の調達

◇電力受給

電気事業者毎に一定の電力を作り出す際に, 排出される二酸化炭素量が異なります。本市では, 令和 6 年度 4 事業者と契約し, その内 3 事業者の温室効果ガスの排出係数は中国電力 (株) よりも低くなっています。

③庁内での取組の普及

○電気・燃料使用量の削減

◇省エネルギーの推進

各施設, 各課では, 様々な省エネに取り組んでいます。

(例) 適正な空調管理, 節電等のポスター掲示, 不使用エリアの消灯, 昼休みの消灯, 空調機器の定期清掃



◇自転車の活用

職員の近距離での移動用に、公用自動車の使用を控えて、環境にやさしい公用自転車を引き続き活用しました。

公用自転車台数 7台（令和6年度末時点）



本庁舎の公用自転車置き場

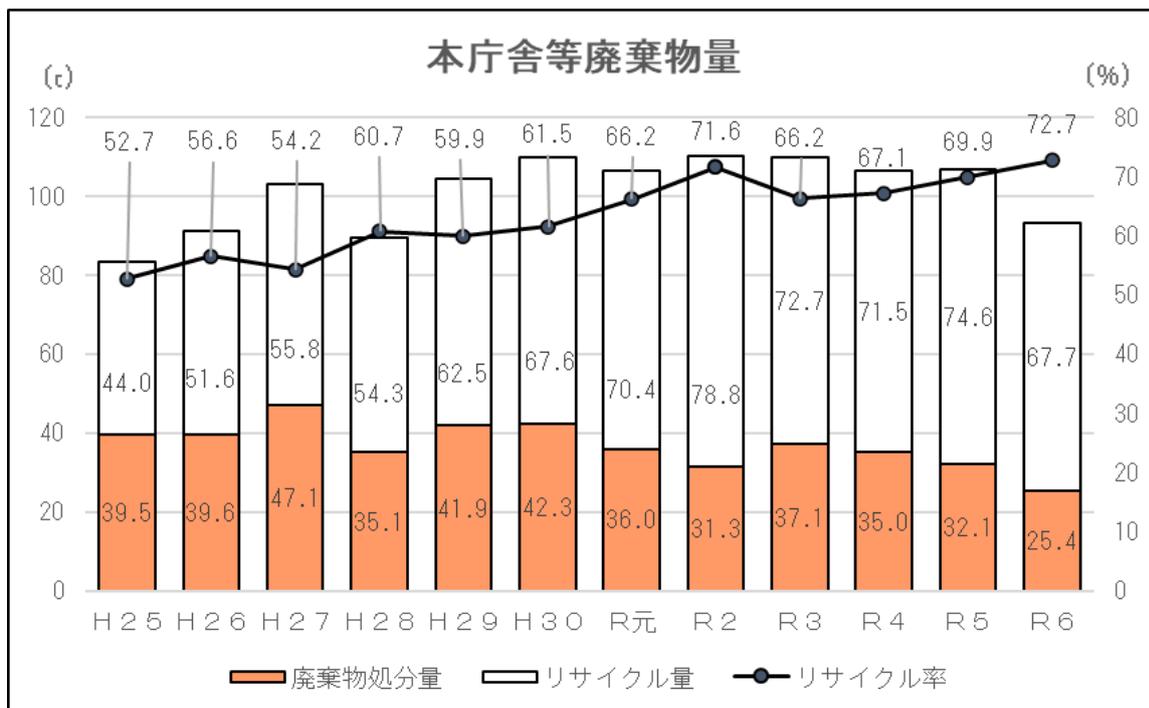
◇呉市自転車活用推進計画の策定

自転車施策に関する様々な取組をより総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度より呉市自転車活用推進計画の策定作業に着手し、令和6年6月に計画を公表しました。

○廃棄物の減量及び適正処理の推進

◇廃棄物の減量（4R^{*31}：リフューズ，リデュース，リユース，リサイクル）

次図のとおり、令和6年度における本庁舎等（本庁舎・すこやかセンター・つばき会館）で排出する廃棄物の処分量及びリサイクル量は前年度より減少し、リサイクル率は前年度より増加しました。ごみ減量化やペーパーレス化について、職員の意識が向上したものと考えられます。



◇本庁舎内機密文書のリサイクル

平成28年1月から本庁舎内で発生する機密文書の処分を、セキュリティを確保した上で、機密文書の集荷・運搬・破碎処理を専門業者に委託し、リサイクルしています。

なお、破碎くずは、製紙工場に送られ、紙の原料になります。

機密文書処理量

年度	重量 (t)
R4	42.8
R5	45.7
R6	41.4



破碎くず

◇内部共通事務システムの導入及びファイリングシステムの適切な維持管理による文書等の削減
電子決裁の拡充及び業務の効率化を図るため、新たに文書管理機能を追加した内部共通事務システムを導入しました。また、ファイリングシステムを適切に維持管理していくことで、用紙の使用量を削減し、個別フォルダ等事務用品を再利用することで、購入量の削減に取り組みました。

◇庁内LANパソコン等のリサイクル

適切な方法でデータを完全に消去した上で、リサイクルできる業者に委託して処分しています。

令和6年度実績

重量：2,390kg

リサイクル率：約100%達成（基板関係：約20%、鉄・非鉄：約50%、
コード類：約10%、その他プラスチック等素材：約20%）

◇衣類リユース「ウェアバンク」

資源物の有効活用、貧困対策等のため、市職員から寄付された衣類等を、求職活動を行う生活困窮者及び生活保護受給者等へ提供するリユース活動「ウェアバンク」を行っています。集まった衣類等は、就労準備支援事業受託事業所を通して対象者に提供しました。

令和6年度実績

フォーマルスーツ：0着

その他衣類等：3着（シャツ、ズボン、カーディガン譲渡）

◇庁内グループウェアの掲示板を利用したリユース

必要な又は不要になった事務用品や備品等の情報をグループウェアの掲示板で通知して庁内で共有することにより、再利用を図っています。

令和6年度実績

各課からの必要な事務用品の情報揭示：19件

各課からの不要な事務用品の情報揭示：8件

◇適正処理の推進

市の事務事業から発生する廃棄物については、古紙等の資源物は資源回収業者へ売却する、乾電池・蛍光灯はリサイクルする等、法令等を遵守して適正処理を行いました。

令和6年度実績

(単位：kg)

区分	合計
事業系一般廃棄物（可燃ごみ）	276,190.0
古紙（段ボール・新聞・雑誌）	26,271.0
蛍光灯	620.0
産業廃棄物（ガラス・陶器等）	120.5

○グリーン購入※7の推進

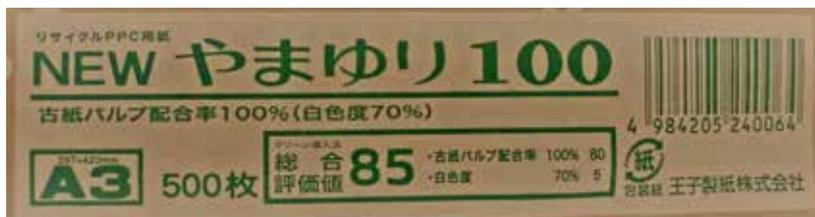
◇環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達推進

・紙類

令和6年度の当初に庁内グループウェアの掲示板により、グリーン購入を推進するため、環境物品等の調達について依頼しました。

コピー用紙は古紙パルプ100%以上で、グリーン購入法に基づく総合評価値「85」のものを購入しました。

購入枚数：2, 179万枚



購入したコピー用紙

・作業服

市が貸与する職員用の作業服は、引き続きリサイクル素材の製品を購入しました。

○その他の環境対策

◇環境に優しい施設整備の実施

本庁舎に、引き続き職員専用の自転車等駐輪場を設置し、職員が自転車通勤しやすい環境づくりに取り組みました。

令和6年度では、本庁舎駐輪場の放置自転車の7台を撤去し、駐輪スペースを確保しました。

◇水使用量の削減

音戸市民センターでは、引き続き雨水をトイレの洗浄水・植栽散水・消防用水に利用しました。

本庁舎では、空調システムで必要な水量を細かく調整し、引き続き減水に努めました。

次図は、市全体の水道使用量の推移で、主にグリーンピアせとうちの売却や、中央公園の噴水撤去等の理由により令和5年度から減少しています。



目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条-第 7 条)

第 2 章 基本方針 (第 8 条)

第 3 章 環境基本計画の策定 (第 9 条-第 11 条)

第 4 章 環境の保全に関する施策の推進 (第 12 条-第 20 条)

第 5 章 情報の提供と市民参加 (第 21 条-第 24 条)

第 6 章 環境審議会 (第 25 条)

付則

わたしたちのまち呉市は、豊かな恵みをもたらす瀬戸内海と灰ヶ峰や休山などの緑あふれる山々に抱かれた美しいまちである。

港町としての歴史を重ね、長い間に培われた優れた技術力を基に産業や文化をはぐくみ、広域的な拠点都市として発展してきた。

今日の経済発展の中で、便利で物質的豊かさを求めるわたしたちの生活や活動は、身近な環境に悪影響を及ぼし、その影響は自然の持つ復元力を超え、人類生存の基盤である地球全体の環境を脅かしている。

健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けることは、健康で文化的な生活を営む上での現在及び将来の市民の権利であり、わたしたちには、この環境を守り、より質の高いものとして育て、将来の世代に引き継いでいく責務がある。

わたしたちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、呉市がかつて経験した産業型公害への取組や数多く立地する研究、教育機関等との連携を生かしながら、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指し、そのための行動を起こさなければならない。

これらの認識の下に、健全で恵み豊かな環境をはぐくみ、環境に調和した人と地球に優しい「わがまち呉」を作り上げ、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、呉市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化，オゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生動物の種の減少その他の地球全体，又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境全てであって，人類の福祉に貢献するとともに，市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。），土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって，人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は，現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに，人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は，健全で恵み豊かな環境を維持しつつ，環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として，市，市民及び事業者の公平な役割分担の下に，自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は，人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ，すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，環境の保全に関し，市の自然的，社会的条件に応じた施策を策定し，これを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は，基本理念にのっとり，環境の保全上の支障を防止するため，資源及びエネルギーの浪費を避ける等，日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか，市民は，環境の保全に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，その事業活動に伴って生じる公害を防止し，又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は，事業活動に係る製品その他のものが使用され，又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動に関し，これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（国，他の地方公共団体，研究機関等との協力等）

第7条 市は，広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策を実施するに当たっては，国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

2 市は，環境の保全に関する施策を推進するため，研究機関，教育機関等との積極的な交流と連携に努めるものとする。

第2章 基本方針

（環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針）

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 公害を防止し、生活環境の保全を図ること。
- (2) 自然環境の保全を図ること。
- (3) 潤いと安らぎのある都市環境の保全及び創造を図ること。
- (4) 資源の有効利用及び廃棄物の減量を図ること。
- (5) 地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する啓発・教育・学習の推進を図ること。

第3章 環境基本計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、地域の自然的、社会的特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ呉市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、公表しなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 環境の保全に関する施策の推進

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるよう努めるものとする。

(監視、測定、調査等)

第13条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、調査の実施及びその成果の普及に努めるものとする。

(環境影響への事前配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講じるように努めるものとする。

(公共施設等の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共施設等の整備その他の事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(快適環境の確保)

第17条 市は、快適な環境を確保するため、魅力ある街並みの創造、美しい緑地等の保全、文化財の保護その他の良好な景観の形成に関し必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第19条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するため、必要な措置を講じるように努めるものとする。

(国際環境協力)

第20条 市は、海外の地域の環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るため、必要な措置を講じるように努めるものとする。

第5章 情報の提供と市民参加

(環境教育及び学習の推進)

第21条 市は、環境の保全に関し、市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体がその理解を深めるとともに活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実など、必要な措置を講じるものとする。

(市民等の自主的な活動への支援)

第22条 市は、市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な支援の措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第23条 市は、環境教育及び学習を推進し、並びに市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体の自発的な活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第24条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体の意見を反映するように努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第25条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境審議会を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全について次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全に関する重要事項に関すること。

3 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 環境審議会は、委員19人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年呉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表呉市環境審議会の項を削る。

改正 平成11年6月28日 条例第31号

呉市環境審議会規則

(平成 11 年呉市規則第 16 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、呉市環境基本条例(平成 11 年呉市条例第 18 号)第 25 条第 6 項の規定に基づき、呉市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、市の職員、学識経験のある者及び関係官公庁等の代表者等の中から市長が命じ又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を処理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和 28 年呉市規則第 40 号)の一部を次のように改正する。
別表呉市環境審議会の項を削る。

呉市環境審議会委員名簿

(敬称略, 令和7年9月1日現在)

選出区分	所 属	職 名	氏 名
学識経験 のある者 (15名)	広島大学	大学院統合生命科学研究科教授	中 坪 孝 之
	海上保安大学校	基礎教育講座教授	川 村 紀 子
	広島文化学園大学	名誉教授	大 藤 文 夫
	広島国際大学	薬学部講師	前 田 志津子
	広島県立総合技術研究所西部工業技術センター	次長(兼)技術支援部長	府 山 伸 行
	呉市医師会	副会長	吉 川 幸 伸
	呉市教育委員会	委員	藤 脇 真 美
	呉商工会議所	専務理事	柳 曾 隆 行
	呉漁業協同組合連絡協議会	会長	吉 川 宏 夫
	連合広島南部地域協議会呉地区連絡会	副議長	賀 谷 悠 平
	呉市自治会連合会	副会長	土 本 敏 明
	呉市女性連合会	副会長	島 田 敬 美
	呉市消費者協議会	会長	清 田 清 美
	くれ環境市民の会	代表	小 倉 亜紗美
ひろしま自然の会	会長	前 西 聡	
関係官公 庁等の代 表者等 (3名)	広島県西部厚生環境事務所呉支所	衛生環境課参事	温 井 信 聡
	市民代表(無作為抽出方式により選出)		亀 井 諒 大
	市民代表(無作為抽出方式により選出)		喜 多 麻衣子

委嘱期間：令和8年7月26日まで

呉市エコポリス推進会議設置要綱

(設置)

第1条 呉市が目指すエコポリスの実現のため、呉市環境基本条例（平成11年呉市条例第18号）第9条の規定に基づく呉市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）等の策定等について検討するため、庁内に呉市エコポリス推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画及び実行計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境基本計画及び実行計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 環境に関する各種施策・事業の総合的調整に関すること。
- (4) その他環境行政の推進に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長並びに副会長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、協議事項に関係のある委員のみで開催することができるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 代表幹事は、環境部副部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、会長の命を受けて推進会議の事務を補佐するとともに、必要に応じて提言等を行うことができるものとする。
- 6 前条第2項の規定は、幹事会の議事について準用する。

(ワーキンググループ)

第6条 専門的な事項について調査、検討するため、必要に応じ、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、幹事の中から代表幹事が指名する。
- 3 代表幹事は、必要に応じ、幹事以外の者をメンバーに指名することができる。

- 4 ワーキンググループのグループ長は、メンバーが互選する。
- 5 ワーキンググループの会議は、グループ長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者に推進会議又は幹事会への出席を求め、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議、幹事会及びワーキンググループの庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議、幹事会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日から実施する。

改正 平成11年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成19年4月1日

改正 平成20年4月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成28年5月27日

改正 令和4年5月26日

改正 令和5年4月3日

別表第1（第3条関係）

	職 名
会 長	呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）に規定する第1順位の副市長
副会長	呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）に規定する第2順位の副市長
委 員	総 務 部 長
〃	企 画 部 長
〃	財 務 部 長
〃	市 民 部 長
〃	文 化 ス ポ ー ツ 部 長
〃	福 祉 保 健 部 長
〃	福 祉 担 当 部 長
〃	こ ど も 部 長
〃	環 境 部 長
〃	産 業 部 長
〃	農 林 水 産 担 当 部 長
〃	都 市 部 長
〃	土 木 部 長
〃	会 計 管 理 者
〃	教 育 部 長
〃	消 防 局 副 局 長
〃	上下水道局経営総務部長

別表第2（第5条関係）

職 名
環 境 部 副 部 長
総 務 課 長
行政改革デジタル推進第1課長
行政改革デジタル推進第2課長
企 画 課 長
財 政 課 長
地 域 協 働 課 長
文 化 振 興 課 長
福 祉 保 健 課 長
障 害 福 祉 課 長
こ ど も 支 援 課 長
環 境 政 策 課 長
商 工 振 興 課 長
農 林 水 産 課 長
都 市 計 画 課 長
土 木 総 務 課 長
会 計 課 長
教育委員会教育総務課長
消 防 局 消 防 総 務 課 長
上下水道局上下水道総務課長

用語の説明

番号	用語	掲載頁	説明
1	アスベスト	28	<p>アスベスト（石綿）は、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く、摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っています。</p> <p>鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和40年代の高度成長期に多く使用されました。</p> <p>吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）などの病気を引き起こすおそれがあります。</p>
2	アダプト	31	日本語で「養子縁組」を指します。ボランティアの住民や企業が「里親」になり、河川や海岸等の区域を「養子」とみなして、清掃植栽等の美化活動や啓発活動を定期的に行うことです。
3	エコツーリズム	21	地域の自然や歴史文化など、固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、環境保全につながっていくことを目指す仕組みです。
4	オキシダント	23, 36	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。
5	環境保全型農業・漁業	18	農業や漁業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業や漁業のことです。
6	環境ホルモン	29	環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）とは、動物の体内に取り込まれた場合に、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質のことです。
7	グリーン購入	69	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
8	くれエコアクションプラン	58	環境負荷を低減するために、市自らが率先して取り組むべき事項を整理した呉市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（直近では、令和5年3月策定の第5期くれエコアクションプラン）です。
9	氷蓄熱システム	62	電力消費の少ない夜間電力を用いて製氷し、それを溶かして冷房などに利用するシステムです。

番号	用語	掲載頁	説明
10	固定価格買取制度(FIT)	12, 16	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。
11	再生可能エネルギー	4, 11, 12, 58, 61, 62	絶えず資源が補充されて枯渇することのない太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーで、半永久的に利用できるのが特徴です。
12	資源管理型漁業	19	禁漁期・禁漁区の設定、漁具・漁法の制限等により、過度な競争や乱獲を防ぎ、漁業の持続可能性と経済性の両立を図ろうとする取組です。
13	親水空間	21	水や川に触れることによって、水や川に対する親しみを深められる場のことです。
14	ダイオキシン類	28, 29, 35	単一の物質ではなく、複数の化学的化合物の総称。廃棄物の焼却、塩素によるパイプなどの漂白、または農薬などの化学物質を製造する際の副産物として非意図的に生成され、食物などを通じて生物の体内に蓄積された場合、発がんリスクの上昇や免疫機能の低下などを引き起こすことが懸念される。
15	電子マニフェスト	47	マニフェスト（産業廃棄物管理票）情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。
16	点的評価	26, 35	測定地点における騒音レベルと環境基準との比較結果です。
17	特定外来生物	13	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、国により指定されたものです。 特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
18	バイオマス	12, 43, 47, 62	生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたものです。木材、紙、生ごみやし尿から生成したメタンガス、植物から作ったアルコール燃料などがあります。
19	ビオトープ	21	ドイツ語で、「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「野生生物の生息空間」を意味します。 生態学的には、生物の生息に必要な最小単位の空間のこととされています。 一般には、トンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地として、やや緩やかな意味で使われ、さらに、地域的な広がりをもつ生息空間などとして、幅広く使われる場合もあります。

番号	用語	掲載頁	説明
20	部門	4, 16	<p>地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（環境省）に基づく温室効果ガス排出量の区分です。</p> <p>産業部門：製造業，建設業，農業</p> <p>家庭部門：住居</p> <p>業務その他部門：オフィスビル，商業施設等</p> <p>運輸部門：乗用車，トラック，鉄道，船舶等</p> <p>廃棄物等：一般廃棄物処理，産業廃棄物（廃プラスチック，廃油）処理，下水し尿の処理</p>
21	面的評価	26, 35	<p>幹線道路に面した地域において，騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す評価方法。幹線道路から 50m の範囲にある全ての住居等を対象に，実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し，環境基準に適合している戸数割合を算出して評価します。</p> <p>例えば，評価地域内に住居等が全部で 100 戸ある場合，そのうち 80 戸が環境基準に適合していれば，適合率は 80% となります。</p>
22	有害物質使用 特定施設	26	<p>水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設であって，土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質を使用・製造し，又は処理する施設です。</p>
23	有害物質使用 特定施設を設置する事業場	26	<p>水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設であって，土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質を使用・製造し，又は処理する施設を設置している工場及び事業場です。</p>
24	有機フッ素化合物（PFO S・PFOA）	29	<p>有機フッ素化合物のうち，ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び，1 万種類以上の物質があるとされています。</p> <p>PFAS の中でも，PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸），PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は，幅広い用途で使用されていました。</p>
25	BOD	25, 35	<p>Biochemical Oxygen Demand の略称で水の汚れを表す指標の一つで，河川の環境基準項目として設定されています。</p> <p>単位は mg/l で，水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量で，数値が大きいほど汚れが多いことを示します。</p>
26	COD	25, 35, 36	<p>Chemical Oxygen Demand の略称で水質の指標の一つで，水中の有機物質（汚れ）が化学的に酸化・分解されるときに消費される酸素の量で，数値が大きいほど水の汚れが多いことを示します。</p> <p>単位は mg/l で，環境基準項目として湖沼や海域に設定されています。</p>
27	HFC	58, 59	<p>HydroFluoroCarbon（ハイドロフルオロカーボン）の略称で，二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果がある温室効果ガスです。</p>

番号	用語	掲載頁	説明
28	P C B	26, 27, 28	<p>ポリ塩化ビフェニルの略称。工業的に合成された化合物で、不燃性で化学的に安定であり電気設備の絶縁油や潤滑油、感圧複写紙などに使用されました。</p> <p>有害性があるため、現在は製造が禁止されており、平成 28 年 7 月までに処理するよう義務付けられていましたが、高濃度 P C B 廃棄物の処理に係る安全対策等や処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、期限までの処理が困難となったことから、平成 24 年 12 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令が改正されました。高濃度 P C B 廃棄物については令和 3 年 3 月末までに、低濃度 P C B 廃棄物については令和 9 年 3 月末まで処理期限が延長されました。</p>
29	P M 2 . 5	36, 52	<p>大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子をいいます。</p> <p>呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、平成 21 年に環境基準が設定されました。 ($1\mu\text{m}=1$ マイクロメートル : $1,000$ 分の 1 ^{ミリ})</p>
30	P R T R	28	<p>Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みのことです。</p>
31	4 R	37, 67	<p>ごみを減らすための 3 つの取組である、ごみの発生を抑える「リデュース」、繰り返し使用する「リユース」、資源として再生利用する「リサイクル」に、ごみとなる不要なものを買わないように断る「リフューズ」を加えた 4 つの頭文字をとった言葉です。</p>

【令和7年度版呉市環境白書（案）に対する呉市環境審議会の意見】

答 申 の 概 要

おおむね原案のとおり決定されることが適当である。

フォトギャラリー（撮影 神垣健司）



令和7年度版呉市環境白書

（呉市環境基本計画年次報告書）

発行：呉市

発行日：令和8年2月

問合先：呉市環境部環境政策課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL:0823-25-3301 FAX:0823-32-1621

この冊子についてのご意見・ご感想は、
上記あてにご連絡ください。

印刷：株式会社呉精版印刷

WEB：<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/seisaku3.html>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

本冊子は、グリーン購入法に適
合した用紙を使用しています